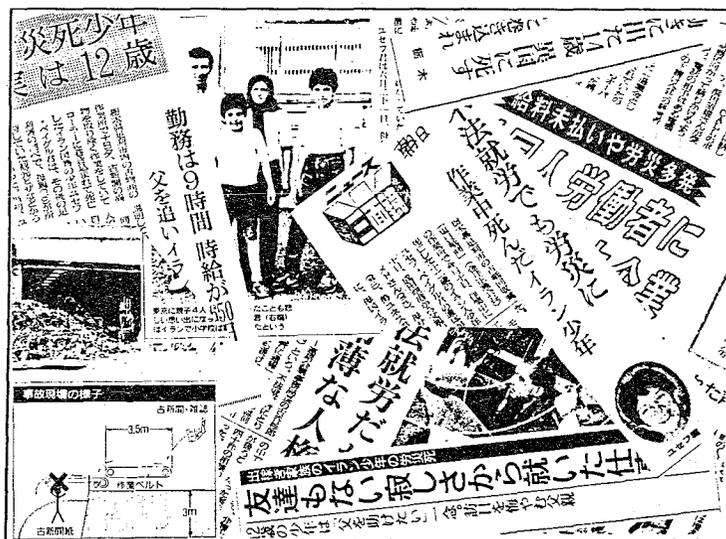


安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議 通巻第153号
1979年12月28日第三種郵便物認可(毎月1回15日発行)

1991年2月15日発行 '91 3月号



■総特集/外国人労働者の労災白書 6

- 新入管法後多発する在留資格関係のトラブル
外国人労働者弁護団事務局長 鬼束忠則 3
- 厚生省が生活保護の特例措置を見直し
女性の家・HELPディレクター 松田瑞穂 4
- 【データ】保険給付に関する審査請求・訴訟状況 41

制度運用の改善、民間団体の参加・関与の促進を 「外国人労働者の労災白書」を公表

外国人労働者の労災白書目次

はじめに	6
I 調査結果の概要	7
II 労働災害発生の原因	7
III 被災外国人労働者の一般的経過	9
IV 労災保険の適用を妨げる通報義務	10
V 労災補償を確実にするための問題点	11
VI 帰国後補償の場合等の問題点	12
VII 「不法就労」状態の解消	14
VIII 民間支援団体・外国人団体の役割	14
IX 提言	15
外国人労働者労働災害事件一覧	16
関係資料	29

全国労働安全衛生センター連絡会議事務局は、このほど首都圏の外国人労働者支援団体と協力して「外国人労働者の労災白書」をまとめた。調査に参加したのは、CALLネットワーク（アジアの働き学ぶ仲間と連帯する労働者・市民の会／東京）、カラバオの会（寿・外国人労働者と連帯する会／神奈川）、APFS（Asian People's Friendship Society／東京）、CATLA（ラテンアメリカ系労働者を支援する会／東京）、外国人と共に生きるちば人権ネットワーク（千葉）、在日アジア労働者と共に闘う会（東京）、外国人119ネットワーク（埼玉）、日本キリスト教婦人矯風会・女性の家HELP、LAFLR（外国人労働者弁護団）及び東京東部、神奈川の労災職業病センター。全文を6頁以下に掲載するが、3月11日に発表、あわせて労働省に対して白書の提言に基づく申し入れを行い交渉を持つ予定だ。外国人（労働者）をめぐる人権侵害の問題がさまざま指摘されているが、昨年夏以降、生活保護の特例措置を「不法就労」外国人等に適用しなくなっている問題を中心に厚生省と、新入管法施行に伴う在留資格をめぐる問題等を中心に法務省との、交渉も計画されている。それらの問題について、外国人労働者弁護団、女性の家HELPから寄稿していただいた。諸制度の改善と、問題の解決のために、民間関係団体の声を反映させ、行政過程への関与を積極的に促進していくことが、日本と世界で、わたしたちが外国人と共に生きていける社会を築いていくためのステップの一つになるだろう。 ■

新入管法後多発する在留資格関係のトラブル

「外国人のための人権ホットライン」への相談から

ラフル（外国人労働者弁護団）事務局長 鬼東 忠則

ラフル（外国人労働者弁護団）は、昨年12月5日からの3日間、4つの市民団体（CALLネットワーク、HELP、APFS、CATLA）と共同で「外国人のための人権ホットライン」（電話相談）を実施した。この結果について簡単に報告する。

相談総数は240件、国籍別では、バングラデシュ、パキスタン、中国、フィリピンの順に多く、全部で18カ国の人々から相談が寄せられた。在留資格別でみると、留学生、就学生、観光、研修、就労の各ビザの順であった。

相談の内容別に見ると、在留資格関係が88件、労働関係が72件、生活・医療関係が49件であった。

在留資格関係で最も多かったのは、資格変更に関するものであった。これは、留学生、就学生ビザから就労ビザへの変更を申請したところ、不許可になった。あるいは不許可になりそうだったという相談であった。

この種の相談はある程度事前に予想されていたものである。というのは、昨年の新入管法施行前には、例えば、就学生や留学生ビザでコンピュータ専門学校に学び卒業した後、日本国内のコンピュータ関連会社への就職を希望する外国人について、専門学校での学業成績や就職先の企業が、その規模等一定の条件を満たしていれば就労ビザを取得することができた。ところが、新入管法はこの条件に加えてさらに、本国での学歴や一定のキャリアを要求するようになった。そのため、新入管法施行前に日本に入国し専門学校に入り、施行後に企業に就職することになった者が、新しく設けられた条件を満た

さないという理由で就労ビザを取得し得なくなる、という問題が施行直後から指摘されていたからである。

これらの外国人は、入国時、学校や入管当局から受けた説明から、学校卒業後は日本の企業に就職できると期待を持っていた者であるから、この期待が裏切られたという思いは当然に強い

相談者国籍	相談内容
バングラディシュ 56	①在留資格関係 88
パキスタン 34	資格変更
中国 28	期間更新
アメリカ 17	帰国相談その他
フィリピン 17	②労働関係 72
韓国 16	賃金不払
ブラジル 10	労働災害
インド 5	契約違反
ネパール 5	ピンハネ
マレーシア 4	転職妨害・解雇
イラン 3	③生活関係 41
オーストラリア 3	結婚・離婚
タイ 2	年金・税金
ペルー 2	学校
スリランカ 2	交通事故
台湾 1	④医療関係 8
ドイツ 1	医療費・健保
イギリス 1	病院紹介
日本 20	⑤その他
不明 13	傷害事件の被害者 求人 ボランティア申出
相談総数 240	

ものがある。新入管法施行に伴って発生した重要な問題の一つである。

在留期間の更新に関しては次のような相談があった。入管当局の外国人に対する考え方を明瞭に示す例なので紹介する。

1989年9月から美容専門学校の基本課程で学んでいた中国人女性(留学ビザ)が、昨年8月に同校の専門課程への進学試験に合格し、9月初旬に右課程の授業料を納め終わった後、学校から合格の取消の通知を受けた。彼女らが学校側に、合格取消の理由を質すと、9月初旬に入管から学校に、生徒の定員を従来の半分に削減するようにとの指導があったので、いったん合格を認めましたがこれを取り消した、と学校は説明した。この結果、彼女たちは、学籍を失うことになり、

入管当局は、これを理由に在留期間更新を認めなかった、という事件である。

入管当局のこの措置は、だれが見ても理不尽であろう。仮に日本人が大学に合格した後に、大学が定員を変更したとの理由で合格を取り消されたとしたら、大変な問題となるであろう。入管当局の外国人に対する人権感覚のマヒ度を示す事例である。

労働関係、生活、医療関係の相談も多くあったが、別の機会に紹介したい。

ラフルでは、今回実施した人権ホットラインの結果と現在まで寄せられた相談の内容を踏まえて、労働省、法務省等に対し、制度改善を含む申し入れをしていく考えである。

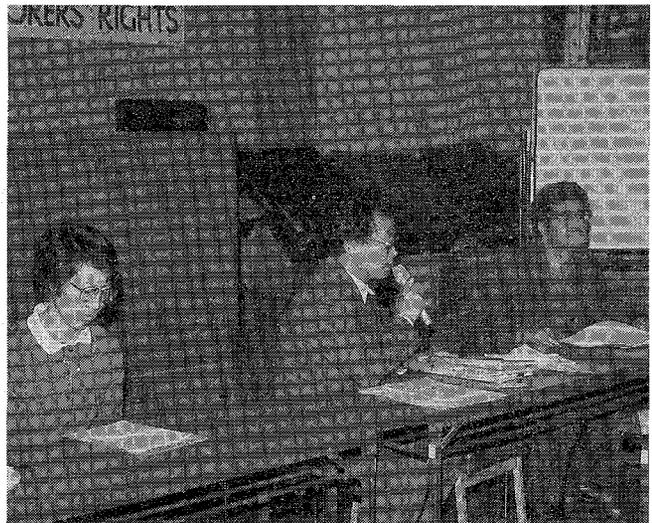
厚生省が生活保護の特例措置を見直し

在日外国人の医療をめぐる問題

女性の家・HELPディレクター 松田 瑞穂

HELPがある新宿の商店街では、英語、ハングルあるいは中国語などの各国語による売り込みの放送が連日行われている。大阪のミナミでは、ハングル語でパスポートを担保にすれば、月6分の利息で100万円までお金を貸すという広告が張り出されている。また神奈川県では、様々の言葉で県内に生活している外国人に具体的な情報を提供する「ことばのちず」という試みが行われている。

これら三つの事例に共通の背景は、さまざまな国の人々が日本の社会に定着し生活の根拠が生まれつつあるという点である。一般の市民や商売の上では、外国人と共存することは既成のこと



HELP・松田瑞穂さん、LAFLR・鬼束忠則さん、CALLネットワーク・浜田昭雄さん(左から)

として、情報を提供したり、広告を出して儲ける手段など色々の試みが行われている。しかし、

日本の法律や制度は相変わらず、外国人を「同化」か「排外」の対象としか考えていない。20万人と言われる超過滞在就労者を別にしても、外国人就労者、企業内及び外研修生、留学生、就学生、日系労働者、配偶者など、日本で生活する外国人の数は増加する一方である。しかし、外国人、内国人にかかわらず、日本にいる人々に基本的な人権を保障するという発想は政策に表れてこない。反対に、管理の強化、排除取締りがきびしくなる一方である。

その一つに、厚生省が昨年の夏、指示した生活保護の特例措置の見直しが挙げられる。病気や事故にあった時、治療を受けられるという尤も基本的な人間の権利が、所持金やビザの有無、あるいは国籍によって差別される事例が現実であり、それを多少補填していた医療保護も適用できなくなると、診療拒否や患者のタイマわしが起こるようになる。

今でも、個人や民間の団体あるいは病院などで、支払えない医療費を肩代りした例はたくさんある。生活保護による特例措置のケースは、実際には非常に限られて、数も多くない。ただし他に方法のないギリギリの措置として適用される可能性は、肩代りしてきた側にとって助けになっていた。

HELPでは、過去に生活保護法による特例措置で3人のフィリピン女性が入院した。2人は精神障害の治療で、1~2カ月の入院の後帰国し、その後社会復帰した。他の一人は、粟粒性結核で入院後、数日で死亡したケースである。1990年末までに来所した外国人女性総数 711人に比べると多いとは言えない。しかし、入院に至らないけれど治療を必要とする外国人女性は増加の傾向にある。これは健康保険に加入していない外国人の増加と無関係ではないと思われる。

超過滞在就労者は、社会保険や国民健康保険の対象とは見なされていない。行政上は「存在しない」人々である。したがって大部分の超過滞在就労者は、身体の具合が悪くても高額な医療費を恐れて、手遅れになるまで売薬に頼る以



外に方法がない。

このような人権侵害をなくすためには、「人間であれば誰でも、病気や事故の場合、医療保護が受けられる」という制度の確立が求められる。「国民でないから」「外国人というのは平和条約締結により永住及び定住した人々である」「その人の属する国の領事館で行うべき」「資格外就労だから」と既成の枠組みの中で解釈や運用を状況によって変えるのではなく、人道的な見地から医療保護の問題に取り組むべきである。

日本の制度はまだ、外国人と一緒に生活する社会を想定していない。「この国にいるすべての困窮している人に対する行政措置としての医療保護をどうすべきか」という発想が必要と思われる。この原則に立てば、超過滞在就労者も含めた保護制度の確立、社会保険の見直しあるいはまったく新しい緊急医療保護制度の確立など、さまざまな可能性が考えられてくる。

問題は、行政や日本社会に、内外人平等の意識が徹底するかどうかである。アメリカのフォーキングにある "This land is your land, This land is my land" が内国人にあたりまえと意識されるようになれば、少しは日本社会が変わったと言われるようになるのではないだろうか。

外国人労働者の労災白書

はじめに

昨年12月10日、栃木県足利市の古紙問屋で、12歳のイラン人少年ユセフ・ベグロ君が、作業用コンベヤのベルト車の隙間に上半身を挟まれて死んだ事件は大きな反響を呼んだ。伝えられるところでは、「作業はユセフ君まかせで、監督する人間はいなかった」という。ある意味では予測できた事件だったと言える。外国人労働者の人権侵害に対する救援活動を行っている諸団体が、昨年になって外国人労働者の労災事件が増えていることについて注意を促している中で起こったものだからである。

ユセフ君の父親は、90年3月に一人で来日、足利市内の自動車部品工場で働きはじめ、6月には母親とユセフ君と8歳の弟も来日。観光ビザでの入国で、残留許可期限はとっくに切れていた。現在のわが国の「出入国管理及び難民認定法」(入管法)のもとでは、①観光ビザなどで入国して働くなど、在留資格で認められていない資格外活動に当たる場合、②認められた滞在期間を過ぎても残留して働くオーバーステイの場合、③入管法上の手続によらず不法に入国して働く場合、④事前に許可を得ずに報酬を伴う活動に従事する場合、「不法就労」ということにされている。入管法上「不法就労」とされているだけで、現時点でも労働関係法は当然適用されることは後に述べるとおりであり、ここでは「不法就労」ではなく「資格外就労」労働者と呼ぶ。「資格外就労」外国人労働者は現に全国に20万人いるとも言われながら、労働災害発生や補償の状況についてはほとんど明らかにされてこな

かった。

労働省は、1987年4月1日以降に発生した労災事故について、労災保険給付の請求があった事案のうち、「被災労働者が不法就労外国人であると思われるもの」について、労働基準監督署から本省に連絡するように求め、その数字をまとめているが、87年度40件、88年度71件、89年度89件、合計200件となっている(33頁資料参照)。ところがこの労働省調査結果では、群馬県は、88年度11件、89年度14件となっているのに、同県内の一署に過ぎない太田労働基準監督署長が、ある雑誌で「このような不法就労外国人の増加に伴い、労災事故に被災するケースが、昭和63年を境にして急に増加してまいりました。当署で把握したものだけで、昭和63(88)年12件、平成元年(89)年14件で、このほとんどが後遺障害を伴う事故であります。」と書いている。労働省調査の数字は、現実に発生している労働災害の一部に過ぎない「労災保険給付の請求があった事案」の、そのまた一部しか示していないということである。

私たちは、昨年秋以来、首都圏の関係諸団体が相談を受けた外国人労働者の労災事件の事例を集め、その分析を進めてきた。調査に参加したのは下記の団体である。

- ・CALLネットワーク(アジアの働き学ぶ仲間と連帯する労働者・市民の会)
- ・カラバオの会(寿・外国人労働者と連帯する会、神奈川)
- ・APFS(Asian People's Friendship Society)
- ・CATLA(ラテンアメリカ系労働者を支援する会)

- ・外国人と共に生きるちば人権ネットワーク
(仮称)
- ・在日アジア労働者と共に闘う会
- ・外国人119ネットワーク(埼玉)
- ・日本キリスト教婦人矯風会・女性の家HEL
P
- ・L A F L R (Lawyers for Foreign Laborers
Rights 外国人労働者弁護団)
- ・東京東部労災職業病センター
- ・社団法人神奈川労災職業病センター
- ・全国労働安全衛生センター連絡会議事務局

アンケート調査票により、各団体が、主に1990年に相談を受けた外国人労働者の労災事件について調査したところ、「外国人労働者労災災害事例一覧」(16頁)に掲げた42件の事例がまとめられた。

I 調査結果の概要

42件の事例のうち、当該外国人労働者の在留資格についてみると、留学生1件(事例13)と就学生2件(事例22、23、いずれも中国人)及び中南米からの日系2、3世の4件(ブラジルの事例35、36、ペルーの事例33、34)の7件以外は、全て資格外=「不法就労」の事例である

性別では、男性が41名、女性1名。女性は事例19(韓国籍)のみで、埼玉県のパレス工場でプレス機で左人指し指末節骨を切断したもの。年齢が判明しているのは28件で、最低20歳から最高48歳である。

国籍別に見ると、バングラディッシュ12名、パキスタン8名、スリランカ4名、フィリピン3名、ガーナ3名、中国3名(いずれも留学生か就学生)、ブラジル2名、ペルー2名、韓国2名(うち女性1名)、イラン1名、インド1名、アフガニスタン1名。

災害発生場所(就労場所)では、埼玉県13件、東京都7件、神奈川県7件、茨城県5件、群馬県5件、千葉県2件、栃木県2件、静岡県1件。

職種では、製造業29件(うちプレス工22件、板金工2件、鉄骨組立1件、鉄工所1件、プラスチック加工1件、その他2件)、建設業6件、電気工事業2件、鋳物業1件、食品加工業1件、製本業1件、飲食業1件、風俗業1件。

補償の内容を見ると、労災保険の適用を受けたものが19件(事例1、2、3、5、9、12、15、16、18、19、21、22、26、27、28、29、31、34、35)。先の労働省調査の数字に入る可能性があるのがこの部分だが、監督署の判断で本省に報告するため全て報告されているかどうかはわからない。労災保険の適用を受けずに、事業主の負担で補償を行ったもの12件(事例4、6、7、8、10、14、17、24、25、30、33、37)。現在交渉中のものと補償の内容が不明なものを合わせて11件(事例11、13、20、23、32、36、38、39、40、41、42)。労災保険による保険給付に加えて事業主に損害賠償を求める事例はもちろんあるものの、実現させている例は調査事例の中でも多いとは言えない。

II 労働災害発生の原因

調査事例のほとんどが骨折・切断等の事故である。プレス機械による事故が最も多く(22件)、裁断機(事例2、製本業)、ローラーマシン(事例3、製造業)、板金加工中(事例4、8、板金工)、セメントマシン(事例5、製造業)、モーター(事例23、建設業)、ボール盤(事例26、鉄骨組立)、手押車(事例27、食品加工)、自動カッター(事例29、飲食業)、プラスチックバンドの切断作業中(事例38、プラスチック加工)、大型ドリル(事例39、鉄工所)等に挟まれたり、巻き込まれた事故が多い。他には、落下物による足の負傷(事例11、14、18)、目の負傷(事例10、31—建設業、17—鋳物業)、被災者本人の落下事故(事例41、42)、交通事故(事例15、22)、感電事故(事例13)がある。

外国人労働者の労災事件を調べてみると、そこには必ず労働安全衛生法や労働基準法の違反

があるといつて過言ではない。災害発生の主な原因は、プレス機械の安全装置を取り外して作業させるなどの法違反・安全対策の不備と安全教育の欠如である。言葉が通じないことは安全教育をサボる理由にならず、そうであればこそ十分な安全教育や指示・説明が求められる。同じ作業で外国人労働者の方が労災事故が多発しているとしたら、その理由は、安全装置を外していることを日本人労働者は知っていて注意していたが、外国人労働者は知らされないまま作業して事故にあったという類の話である。「(資格外就労等の)外国人労働者が増えるから、労災が増える」のではないのである。

法違反・安全対策の不備や安全教育の欠如は、日本人労働者の労災事件にも共通している面もあるが、「外国人労働者だから(資格外就労者ならなおさら)、安全の手抜きをしてもよい、労働条件に差別をしてもよい」という差別意識があることを見逃すわけにはいかない。東南アジアをはじめ第三世界諸国に進出した日本企業が、進出国では、日本で実施している安全装置をつけない、対策や基準も(低レベルの)異なったものを適用するといった実態が、「ダブル・スタンダード(二重基準)」問題として指摘されている。日本国内の外国人労働者に対しては、言わば「ダブル・スタンダードの再輸入」とでもいうべき実態がある。このような実態を是正しない限り、労働災害はなくせないばかりでなく、日本社会の「国際化」云々は言えないであろう。

発生してしまった労働災害に対する補償の問題だけがクローズアップされがちであるが、労働災害を発生させないことがより重要であるの言うまでもない。日本の労働安全衛生対策のあり方が問われていると言ってもよい。現行法で規制できる安全衛生対策や労働条件の問題に対する指導等を徹底することはもちろん、賃金格差、居住条件等、現行法で対処しにくい問題についての対策が望まれる。

① 事業主への指導と同時に、労働省は、外国

人労働者向けの各国語による労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令や行政通達(解釈例規)の内容についてのインフォメーションを用意すべきである。

② 労働災害防止のために、外国人労働者に対する労働基準法、労働安全衛生法等による労働条件の整備、安全衛生対策の実効の確保を図るべきである。それには、次のようなことが含まれる。

法令の周知義務(労働基準法第106条、労働安全衛生法第111条等)、労働条件の明示義務(労働基準法第15条)及び安全衛生関係の表示・教育等は、外国人労働者が理解することのできる言語で行われなければ無効と解すべきである。

③ 調査事例の中でも、事業主やブローカーがパスポートを取り上げて労働させるという悪質な事例が報告されている。労働行政の面からも、労働基準法第5条(強制労働の禁止)違反として罰則(一年以上10年以下の懲役又は5万円以上100万円以下の罰金)を適用し、このような安全対策以前の事態をなくしていくための積極的な施策を行うべきである。

④ 今回の調査の対象とはしていないが、外国人労働者の労働相談で、労災問題と並んで多いのが賃金不払いの問題である。賃金不払い等に係る法違反の遡及是正(労働基準監督署が、法違反の監督に当たって、事業主に、過去に遡って不払い賃金を労働者に支払うよう指導すること)について、労働省はかつて「部内限」とされた昭和57年2月16日付基発第110号通達を発していた。これは、割増賃金については不払額全額ではなく3カ月分までしか遡及是正の勧告を行わない、国籍等による差別待遇を禁止した労働基準法第3条違反の場合には遡及是正の勧告自体を行わない、などとしていた。この通達の存在が明らかにされ、大きな批判を受けた後、労働省はこの通達を廃止し、「具体的に確認した範囲内の期間」について時効にかかる2年間で限度に、全額

遡及是正の勧告を行うこととした(これも「内限」とされた昭和63年3月16日付基発第159号通達による)。これを徹底するだけでなく、「賃金、労働時間その他の労働条件について」の国籍を理由とした「差別的取扱」については、労働基準法第3条違反(罰則は6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金)として、積極的に是正と未然防止に取り組むべきである。

⑤ 居住条件の改善のために、建設業附属寄宿舎規程は廃止して事業附属寄宿舎規程に一本化し、その徹底を図る等の措置をとることなども積極的に検討すべきである。

Ⅲ 被災外国人労働者の 一般的経過

労働災害が起きてしまった場合に何よりも注目したいのは、不幸にして異国(日本)で労働災害に遭った外国人労働者が安心して療養を受けているかという問題である。結論からいうと、全く療養を受けられないまま放置されるか、必要な期間受けられずに療養を中断せざるを得ない例が多いということである。資格外就労等の外国人労働者が労働災害にあった場合にたどる一般的な経過は、次のようにまとめることができる。

手術や入院等が必要と思われるような大きな事故でない限り、事業主はまず医療機関に連れていこうとはしない。本人も、どこにどのような方法でかかればよいかわからない、費用がどのくらいかかるのかか医療機関から出入国管理事務所に連絡されて強制退去を受けることにならないか不安である等の理由から医療機関にからず、放っておいてしまう。その結果運が悪ければ、症状を悪化させてしまうというようなケース。

明らかに緊急の治療が必要と思われるような事件で、事業主が医療機関に連れていった場合、医療機関が医療費を誰が負担するのか、支払の

保障を求めるため、その場合は事業主が費用を負担するが、あとの面倒は見ないため、最初の治療(入院)だけで治療を中断することになる。あるいは、事業主が治療費を負担し続けることとしたものの、治療が長引くにつれて負担に耐え切れず打ち切ることによって、必要な治療を中断させられる。治療費を賃金から天引きされたり、事業主が負担するのは治療費だけで休業中の賃金を補償しないため、結果として生活できずに療養を断念するケースもある。

事例のほとんどが、上記のようなトラブルを抱えて相談に訪れている。関係団体の支援がなければ、トラブルを抱えたまま闇に沈んでしまっているのだろう。労災保険の適用も受けないから、労働省の不十分な統計に現れる可能性すらない。今回まとめられた事例は、民間支援団体のサポートが受けられたものであるから、一般的な実態はここに現れている以上に厳しいものと考えてよい。

労働基準法等他の労働関係法令と同様、労災保険法は、「日本国内における労働であれば、日本人であると否とを問わず、また、不法就労であると否とを問わず適用されるものである」(昭和63年1月26日付基発第50号労働省労働基準局長通達、29頁)。労災保険法が適用されれば、必要な期間、治療費だけでなく休業補償も、労災保険から支給され、被災労働者や医療機関がその分の費用の負担を心配する必要もなく、事業主にとっても毎年支払っている労災保険料以外の費用の負担をする必要もない。それによって少なくとも必要かつ十分な療養を妨げる経済上の要因の一部は除かれるはずである。

にもかかわらず、調査事例のうち、民間支援団体が交渉する以前に事業主が労災保険の手続をしていた事例は2件(事例21、35)のみである。民間支援団体が間に入って労災保険を適用されたものが19件あるとはいえ、労災保険の適用を受けずに、事業主の負担で補償を行ったものも12件にのぼっている。したがって必要かつ十分な療養を妨げている要因の第一に、なぜ労災保

険の適用が妨げられているのかをみる必要がある。

IV 労災保険の適用を妨げる通報義務

労災保険法等の労働関係法令が資格外就労の外国人労働者に対しても適用されることを明言している先の労働省労働基準局長通達（昭和63年1月26日付基発第50号）は、同時に、「入管法違反に当たると思われる事案を承知した場合には、出入国管理行政機関にその旨情報提供すること」を指示している（その根拠として入管法62条2項の公務員の通報義務がある）。労働基準監督機関に通報義務が課せられていることが、労災保険法の適用を妨げる最大の理由となっているのである。

- ① 被災者本人が、適用を受けることを知らされていないばかりでなく、労災保険の適用を受けることにより、労働基準監督署等を通じて資格外就労であることが入管当局に知られ、強制退去させられることになるのをおそれる。とくに、労災事故がそれほど大きなものでなく、治療後も引き続き日本で働きたいと希望する場合はなおさらである。被災者本人にとっただけでなく、その事業場で一緒に働いている他の外国人労働者が、自分たちにも同様の危険が生じることをおそれる。その結果、被災者が同僚外国人労働者のために遠慮したり、断念させられるケースもある。
- ② 事業主が、入管法違反のトラブルに巻き込まれることをおそれる。90年6月から施行された改正入管法により、不法就労外国人を雇った事業主に対しても3年以下の懲役または200万円以下の罰金がかげられるとした罰則規定が導入されたことは、こうした傾向を助長させている。入管法上資格外就労とされることが、これら外国人労働者の就労に当たって悪質ブローカーや斡旋業者を暗躍させる

温床となっている。そのような雇用構造が、労働者の権利侵害を助長させる一方、入管法違反のトラブルに対してのみ敏感にさせているという事情もある。逆に、資格外就労外国人を雇うのをやめさせられたら、労働者を確保できずに事業が成り立たないというケースもある。

一方で、調査事例を見てもわかるように、事業主が、労災保険を適用されることを知らないケースは多い。また、労働基準監督署の立入り調査で他の法違反等がバレることをおそれたり、労災事故が多発すると、監督署の指導が厳しくなり労災保険料のメリット制の適用が受けられなくなることから、外国人労働者の場合に限らず、労災保険の適用を嫌悪するという事情もある。調査事例の中でも、事業主が労災保険未加入（保険料を支払っていない）の事例（事例22）や派遣元と派遣先の事業主が責任を押し付けあう（事例3、33、34）といった事例もあった。

- ③ 医療機関も、労災保険が適用されることを周知していない。また、治療費の支払に不安を感じたり、何かトラブルにまきこまれたくないとか、言葉が通じないこと等から診療をいやがったり、療養を早期に打ち切ったりする傾向が見られる。
- ④ それだけでなく、関係行政機関もまた、無知から、あるいは「意図的」に、労災保険の適用を妨げている。警察が事業主に「資格外就労外国人には労災保険は適用されない」と言ったために事業主が治療費を支払っていたケースもある。

一方で、労災保険法等労働関係法令による権利の適用をうたいながら、他方で、それらの権利の行使を阻害する通報義務が矛盾したまま並立した状態である。このため、人権擁護局が東京法務局に外国人のための人権相談室を設けた際には入管当局への通報は行わないと約束し、労働省も主要地方労働基準局に外国人労働者相談コーナーを設置した際に同様の立場を明らか

にしている。「部内限」扱いとされた平成元年10月31日付基監発第41号労働省労働基準局監督課長通達(30頁)、「(法違反の)申告等に対応する過程において、申告等に係る外国人労働者が不法就労者であることが判明することがあり得るが、労働基準監督機関としては、まず、法違反の是正を図ることにより本人の労働基準関係法令上の権利の救済に努めることとし、原則として入管当局に対し通報は行わないこととしている」とした。しかし、前述の「情報提供」を指示した局長通達が生きたままで、こちらは、「部内限」扱いで全く公表されていないこと、「格」の低い課長通達であること、課長通達自体が「本省では、報道機関への対応について(そのように)対応することとしたので、(各地方局でも)報道機関等からの問い合わせに対してこれを踏まえて対応されたい」という、趣旨のあいまいなものであることから、並立状態が解消したとは言い難い。

とはいえ、労働基準監督署に労災保険の手続をすれば、監督署から入管当局に通報され強制退去が待ちかまえているという事態のもとでは、被災の程度が今後働けないほどであるとか入院を余儀なくされた場合でもないと、被災者本人が労災保険の適用を希望しなかった。調査事例42件中労災保険の適用を受けたもの19件という数字は、労働省の姿勢の変化を踏まえて、民間支援団体が監督署に対して入管当局への通報を行わないことを約束させたうえで、労災保険を適用させる道を拡大したことの反映であり、過去に比べると増加したというのが実態なのである。

現在でも、労働基準監督機関が進んで「救済第一、通報せず」の態度を取っているとは言い難い。調査の中でも、労災保険が適用され入院一退院後、入管当局の担当者が被災者のもとを訪れ、パスポートを取りあげておいて、早期治療打ち切り、国外退去を執拗に迫るという事例も報告されている。

「救済第一、通報せず」の原則を明確にする

ことだけによっても、必要な療養すら受けられない現在の事態をかなり改善できる。労働基準監督機関だけでなく、職業安定機関や生活保護を担当する社会保険事務所に対しても同様であり、合わせて事業主への罰則規定の見直し(廃止)をすべきである。

V 労災補償を確実にするための問題点

- ① 外国人労働者、事業主、医療機関、関係機関等に対して、労災保険法をはじめとした労働関係法令が「不法就労」の場合も含めて外国人労働者に適用されることが驚くほど知らされていない。政府は、よりはっきりと周知するよう実効ある措置を取るべきである。外国人労働者が母国語で理解できるように、各国語に訳した関係法令・行政通達(解釈例集)集や各制度についてのインフォメーションを用意すべきである。
- ② 労災保険給付の請求に当たって、被災者が母国語で手続がとれないことも問題になっている。母国語で手続が行えるように、書式等を整備し、また、押印に代えてサインでも受けつける等、運用上の改善を図るべきである。
- ③ 労災保険給付の支給決定に係る調査の改善を図るべきことがらは多い。業務が原因であること等の立証などについての全ての負担を請求人側に押し付ける制度上の問題と同時に、労働基準監督署等が支援団体等の関与を嫌悪し、かえって調査の進展を遅らせるような事態があるのである。

外国語の翻訳が必要な場合は、労働基準監督署等の責任で行うこととし、通訳についても、少なくとも各都道府県労働基準局に必要なスタッフを配置して行う。翻訳や通訳を請求人側で行う場合にはその費用を支給することとする。事業主側の主張や提出資料について、とくに請求人側の主張と食い違うような

内容のものについては、請求人によく理解できる方法で十分説明すべきである。

調査に当たっては、支援団体等請求人が認める者の関与や代理行為を認めるだけでなく、積極的にその協力を求めるべきである。これには、請求人の聴取や現場調査への立会い、必要な事業主提出資料等の閲覧・謄写等が含まれる。

- ④ 労災保険給付の迅速な支給が求められる。事例2でも、被災者(35歳のパキスタン人、製本作業中裁断機で右手指骨折)は、全ての補償を受け取れないまま帰国し、後日、休業補償給付をパキスタンの銀行の被災者の口座に送金させる結果となっており、請求人の事情を最大限考慮すべきである。
- ⑤ 労働省は、冒頭でふれたような全く不十分なデータを得るために、各労働基準監督署に対して、被災労働者の「入国年月日」「旅券の記号・番号」「在留資格」「入国の経緯その他特記事項」等の把握を指示しているようであるが、かえって人権侵害に荷担し、助長することを懸念する。権利救済に直接関係のない事項についての強権的な調査をしてはならない。
- ⑥ パスポートを取り上げ、早期治療打ち切り一国外退去を迫られるような事態が生ずるのは言語不通である。少なくとも、傷病が治ゆ＝症状固定するまで日本で安心して必要な療養を受けられるように、またその後、後遺障害に対する障害(補償)給付が支給されるまでの間(死亡災害にあっては、遺族が遺族(補償)給付の支給を受けるまでの間、ともに、年金給付の場合には支給決定を受けるまでの間)身分が保証されなければならない。
- ⑦ 政府は「研修生」の導入を推奨しているが、「研修生は『労働』はできないので労災保険は適用されない」「民間の保険への加入等研修中に死亡事故、負傷、病気等が発生した場合に対処できるよう補償措置を講じておくことが義務づけられている」としている。「実態とタテマエが乖離している」と指摘される

ところであり、今回の調査では現れなかったものの、現実に「労働」を行っている「研修生」が労災に遭い、事業主が民間の保険等に加入していなかった場合にはどうなるのか。「不法就労」外国人以上に水面下に追いやられ、必要かつ十分な療養を療養を妨げられることになるのではないかと懸念される。現実問題としては、政府の公式見解にもかかわらず、実例が生じれば、「研修生」と称されていても事業主との間に使用従属関係が認められ、労災保険の適用をせざるをえなくなることが予想されるのであり、混乱や権利侵害を避けるために、少なくとも、「研修生」と称されているか否かにかかわらず、「労働」の実態が認められれば労災保険法等の労働関係法令が適用されることを明確にしておく必要がある。

この場合、「研修」ではなく「労働」であったからと言って、被災者を含めた「研修生」を国外に退去させるのではなく、事業主に本来の「研修」の条件を整備させるなど、「研修生」の身分を保障すべきである。

- ⑧ 事業主の労災に対する補償＝責任は、労災保険が適用されることによって全てが解消されるものではない。調査事例では、上述のような理由で労災保険の適用を受けない場合も含め、支援団体がサポートして事業主との補償交渉が取り組まれている。しかし、労災保険の適用を妨げていると同様な理由で、裁判等で争うことができないため、不十分な補償しか受けていない場合も多い。先に、損害賠償等を求めるような場合、交渉や裁判を可能とするための措置が必要となる。今後、被災者本人が死亡し、遺族が本国にいるような場合、両国の支援組織や弁護士等の連携も必要になってくると思われる。

VI 帰国後補償の場合等の問題点

母国(海外)で治療を継続しながら日本の労災保険から療養補償・休業補償給付の送金を受けている事例はわれわれの知る限り1件。88年1月に都下のマンション建築現場で墜落し、第1腰椎複雑骨折、脊髄損傷等の重傷を負ったフィリピン人労働者の事例がある(当時45歳、立川労働基準監督署)。今後、同様の事例や障害年金や遺族年金など海外からの請求、海外送金も増大すると考えられる。

帰国後補償等海外からの労災保険給付請求手続に関しては、昭和52年8月24日付基発第481号「海外派遣者の特別加入に係る保険給付の請求等の手続」(これは日本から海外に派遣された労働者が海外で被災した場合の手続を定めたもの)を準用していると思われるが、Vで述べたことと同様の問題があり、前述の措置に加えて次のような措置がとられなければならない。

- ① 各国語での関係法令・行政通達(解釈例規)集や各制度のインフォメーションについては、とくに、外国において被災者の診療を担当する医師等に向けたくわしいものが必要である。
- ② 昭和52年8月24日付け基発第481号通達では、医師の証明書や領収書等を請求人側の責任で日本語に翻訳したうえで、さらに、それらを添付して日本語の様式による所定の手続をとらなければならないこととされている。事実上被災者のみでは不可能な仕組みにされており、外国語でも手続が行えるように書式等を整備すべきである。

前述の帰国後補償の事例では、マニラの医師に記入してもらった療養補償給付と休業補償給付の証明書の英文の書式について、帰国前に調整するよう支援団体が監督署に働きかけたが実現できなかった。現在も支援団体が独自に作成したものを使用しており、療養1年6カ月以後毎年初めに監督署から要求される報告書なども支援団体が翻訳してマニラに送っている。日本語の様式についても、帰国前に被災者が押印していった用紙を使用している状態であり、早急に善処が求められている。

また、翻訳が必要な資料等については、Vで述べたように監督署等の責任で翻訳することとし、請求人側で翻訳する場合は、その費用を支給すべきである。支給決定等の通知についても、請求人が理解できる言語で行う必要がある(現状は日本語で行っている)。

- ③ 前出の基発第481号通達では、請求書等の提出や保険給付に関する処分等の通知等を、全て事業主を通じて行うこととされ、事業主の協力なしには請求手続もできず、決定の通知も受けられないかのように読める。事実、前述の帰国後補償の事例でも、労働基準監督署は元請事業主を通じて手続を行うことをわざわざ確認している。国内での請求手続同様、事業主の証明が受けられない場合等でも手続が可能であること。また、このような場合こそ、支援団体の役割を積極的に評価し、請求人が指定する者を通じた手続等を認めることを、明らかにすべきである。

- ④ 具体的事例では、マニラの主治医の書いた診断書等を民間支援団体が翻訳し、元請建設会社の手で監督署に提出されている。ところが、監督署段階で2~3週間、東京労働基準局段階でも2~3週間、さらに三和銀行の日本銀行代理店係を通じてフィリピンの銀行に送金と、被災者が書類を発送してから保険給付を受け取るまでに2カ月以上、場合によっては3カ月かかる場合もあるという実情になっている。家族を抱え車椅子の生活を余儀なくされている被災者にとって安心して療養に専念することを脅かすこともしばしばである。

療養補償の内容のチェックについては所定の手続(都道府県労働基準局に設けられている医療審査委員会等の医学的審査?)が必要であるとしても、その内容の公開と審査の迅速化を図り、療養と休業の必要性が明らかなる事案については、療養補償の内容のチェックを待たずに、休業補償給付は速やかに支給すべきである。事例でもそのようにしていることになっているとは言え、休業補償の支払手

続に監督署・労基局段階で1カ月以上もかかる事態は早急に改善されるべきである。

- ⑤ 帰国後補償等海外からの手続については、とくに遺族(補償)給付、傷病(補償)給付等の支給決定に係る調査について、請求人が来日しなくても可能となるような措置を講ずべきである。どうしても来日して検査等を受ける必要がある場合には、その費用を支給しなければならない。

Ⅶ 「不法就労」状態の解消

以上述べてきた諸問題の根本で通じていること、または、人権侵害を助長させている要因をつきつめると、資格外就労外国人労働者の労働が、入管法上「不法」とされていることにいきつく。繰り返しふれてきたように、労働関係法令上は違法ではない(関係法令は適用される)にもかかわらず、入管法上「不法」とされていることの矛盾が、資格外就労外国人の労災事故を「多発」させ、なおかつ必要で十分な療養や補償を妨げている根本の原因である。

事例調査でも明らかなように、資格外就労外国人は、資格外＝「不法就労」であるがゆえに問題のある労働条件や低賃金を余儀なくされていこそすれ、「3キ労働」と言われるような、日本人労働者が働きたがらなくなった労働現場で、まじめに働き、不幸にして労働災害にあったものであって、決して犯罪行為をしているのではない。20万人とも言われる資格外就労外国人を、政府に本気で追い出す気もその体制もないことは、昨年6月に施行された改正入管法が事業主に罰則規定を新設したことが誤って資格外就労外国人本人にも適用されると伝わり、改正法施行直前に大量に出頭したために、入管当局の方が大パニックに陥ったことから明らかである。「単純労働」への就労は認めないというタテマエのみを振りかざしても、その数は増えるばかり

であろう。放っておけば、労働災害事件をめぐる諸問題ははじめとした人権侵害も増大するばかりである。

現に起きている人権侵害の実態から出発しない限り、問題の根本的解決はあり得ない以上、人権侵害を防止するための実効ある様々な措置と合わせて、一日も早く現に存在する資格外就労外国人の「不法状態」の解消されることが望まれるのである。

Ⅷ 民間支援団体・外国人団体の役割

調査事例からも明らかなように、民間支援団体のサポートがなければ、さらに多くの事例がトラブルや困難を抱えながら闇に沈んでいってしまったであろうことが予想される。

その一つの例として、言語・精神上の問題があげられる。言葉が通じないことで診断や診察が阻害されるばかりでなく、とくに入院をした場合など孤独感にさいなまれ、精神的にも追い詰められる。建設作業中の墜落事故で脊髄損傷等の重症を負ったフィリピン人労働者の事例では、後遺障害が確定するまでは日本で治療を受けさせたいという本国の家族や支援団体の努力や援助にもかかわらず、ほとんどノイローゼ状態になって「帰国したい」と訴える被災者の実情から、退院して帰国せざるを得なくなり、労災保険の帰国後補償にはじめて取り組むこととなった。事業主、医療機関や行政との容易に進展しない話し合いに、被災者との信頼関係を維持しながら、その意志を尊重して協力していくために支援団体は多大な努力を払っている。

政府や地方自治体がなすべきことは非常に多いが、それが行われてもなお、民間支援団体の役割は残るし大きいと言わざるを得ない。通訳をはじめスタッフと活動資金の確保等のための社会的な支援が不可欠であり、政府や地方自治体もその役割を積極的に評価し、必要な援助

を行うべきである。

さらに一歩進んで、資格外就労外国人自らが、支援を受けるだけの立場から、自ら相互に援助し、人権侵害と闘うために、自分たちの団体や組織を作ろうという努力も開始されている。これは、人権侵害をなくしていくための何よりの保障であるし、民間支援団体との関係も新たなものとなってこよう。こうした動きに対しても、同様の社会的な支援等が求められる。

IX 提言

ここでは、外国人労働者の受け入れについての長期的な政策を提言しようとするものではない。しかし、調査結果から明らかにされた実情と問題点に対して、緊急に少なくとも以下の措置がとられるべきだと考える。基本的な観点は、現実に多数の外国人労働者が日本国内で働き、労働災害が発生している中で、「不法就労だから、外国人労働者だから」と、必要かつ十分な療養が妨げられてよいわけではない、安全衛生対策がおざなりにされてよいわけではない、ということである。

- ① 政府は、資格外就労者を含む外国人労働者にも労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法等の労働関係法令が適用されることを、外国人労働者、事業主、医療機関、関係行政機関等に周知徹底すること。外国人労働者が母国語で理解できるように、各国語による各法令・制度等のインフォメーションを用意すること。
- ② 政府は、資格外就労外国人の「不法」状態を解消するための措置をとることとし、そのためのプロセスを明らかにすること。
- ③ 政府は、入管行政上、被災者の傷病が治ゆし、後遺障害に対する障害(補償)給付が支給されるか遺族(補償)給付が支給されるまでの間、被災者及び遺(家)族の滞在資格が保障されるような措置を講ずること。また、損害賠

償等を求めるような場合、交渉や裁判を可能とするための措置を保障すること。

- ④ 労働省は、“救済第一、通報せず”の原則を明確にすること。労働基準監督署等が外国人労働者の相談・申告等や労災保険の申請の手続等を受けた場合に、権利の救済と必要かつ十分な療養を保障する見地から、出入国管理事務所等に通報しないことを局長通達以上の措置により、監督署等に指示すること。また、資格外就労外国人の実態把握のためであっても、直接権利救済に関係のない事項についての強権的な調査を行わないこと。
- ⑤ 労働省は、外国人労働者の労災事故を防止するため、労働基準法、労働安全衛生法等による労働条件の整備、安全衛生対策の実効を確保し、その改善を図ること。
- ⑥ 労働省は、不払賃金、強制労働の是正を徹底し、国籍による賃金その他の労働条件の差別をなくすための実効ある措置をとること。
- ⑦ 労働省は、労災保険の手続に当たって、外国人労働者が母国語で(少なくとも日本語以外に英語でも)手続が行えるように、様式の整備等を行うこと。
- ⑧ 労働省は、労災保険給付の支給決定に係る調査において、翻訳・通訳等が可能な体制を整備し、請求人への情報提供、支援団体等請求人の認める者の関与の保障など、必要な措置をとること。それによって、迅速な救済に努めること。
- ⑨ 帰国後補償等海外からの労災保険の手続について、確実に迅速な救済のために、⑤⑥と同様の措置その他必要な措置を講ずること。
- ⑩ 労働省は、「研修生」等と称されていても、「労働」の実態のある外国人労働者に対しては、労災保険を適用すること。
- ⑪ 政府は、民間支援団体や外国人団体の行政過程への参加・関与を促すとともに、積極的な援助を行うこと。

外国人労働者労働災害事件事例一覽

事例1 《労災保険適用》

氏名：	性別：男	年齢： 歳	国籍：スリランカ	在留資格：(資格外)
災害発生日時：1990. 5.28	災害発生場所：神奈川県横浜市		業種：製造業	職種：プレス工

1988年12月からH製作所に時給900円でプレス工として雇われた。日本人従業員11名の他、4名の外国人が働いていた。

1990年5月28日、安全装置のない古いプレス機で作業中、落ちてきた金型で左手小指、薬指を第二関節より切断、中指、人指し指を骨折した。大学病院に3週間入院、手術も2回行った。

会社側は当初、①テレビも買ってやるなど面倒を見てきた、②友人がついているから安心だと思った、③勝手に休む、④言っていることとやっていることが違う、嘘つきだ、などと言って渋っていたが、カラバオの会が支援して会社と交渉し、労災保険の手続をとらせるとともに、労災保険が支給されるまでの間立替払いをすることを認めさせた。

*本人の生活態度等を理由に補償を拒むのはよくあるケース。

事例2 《労災保険適用》

氏名：	性別：男	年齢：35歳	国籍：パキスタン	在留資格：(資格外)
災害発生日時：1990. 1.15	災害発生場所：神奈川県相模原市		業種：製本業	職種：製本作業

1990年1月15日、アルバムの表紙の作成作業中、裁断機によって右第3指末節骨折兼挫創の負傷事故。4カ月間病院に通院した。

会社は、外国人労働者に労災保険が適用されることを知らず、病院に治療費は支払っていたが、本人には「金は支払わなくてよい」と言っていた。カラバオの会が支援して交渉した結果、労災保険の手続をとることになった。

被災者は全ての補償を受け取らないうちに帰国。労災保険の休業補償給付をパキスタンの銀行の被災者の口座に送金させた。

*医師も労基署も会社もはじめてのケースでモタモタが目立った。

事例3 《労災保険適用》

氏名：	性別：男	年齢： 歳	国籍：フィリピン	在留資格：(資格外)
災害発生日時：1990. 4.26	災害発生場所：茨城県結城市		業種：製造業	職種：工員

茨城県内の「人夫出し」業者(ヤクザ)から派遣されていた先の会社(日本人100名、フィリピン人9名が就労)で、1990年4月26日、ローラーマシンをチェックしていて、右手を巻き込まれ、手首から先が肉とともに剥ぎ取られ、筋肉を切断。現在も休業、治療中であるが、医師の話では、右手は手首から先が全く機能しなくなるだろうと言われている。

派遣元が治療費を支払っていたが、それ以外の補償は派遣先、派遣元とも「責任がない」と逃げて

いた。本人とカラバオの会が直接労働基準監督署に労災保険の請求手続を行い、派遣先企業を事業主とすることで調査が進んでいる。

時間外労働が強制されていたが、割増賃金も支払われていなかった。

*後遺症がどの程度残るかまだ判断できないが、本国に帰ってからも治療費その他日本の労災保険を適用させることになるだろう。

事例4

氏名:	性別: 男	年齢: 24歳	国籍: パキスタン	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1989.11.23	災害発生場所: 神奈川県藤沢市		業種: 製造業	職種: 板金工

1990年11月23日、プレス工場で鉄板のバリ取りをしていて右手首のスジを切る(右手関節部切傷、圧中神経損傷の病名で、中4針、外4針縫う)事故にあった。同社には、日本人100名以上の他、日系ブラジル人20~30名、パキスタン人2名が働いていた。

カラバオの会の支援で会社と交渉した結果、会社が治療費、休業補償プラスアルファを被災者に支払った(労災保険は適用せず)。被災者は、その後、労働条件の折り合いがつかなかったため、90年1月20日に同社をやめた。

事例5《労災保険適用》

氏名:	性別: 男	年齢: 28歳	国籍: スリランカ	在留資格: 観光ビザ(オーバーステイ)
災害発生日時: 1990. 3. 19	災害発生場所: 茨城県八千代市		業種: 製造業	職種: 工員

1990年3月19日、セメントマシンを清掃中、機械に巻き込まれ右手人指し指切断、中指末節開放骨折の負傷事故。毎日朝7時から夜9時頃まで働かされ、被災者は疲労がすさまじく、作業中に眠くなるのがたびたびあったとのことであり、極限状況の中での事故である(同社の従業員200名中20名が外国人だった)。5月28日(症状固定)まで治療を続け、そのうち5月9日まで休業した。

治療費は会社が支払っていたが、その他のことについては全く話がなかったので、被災者が独自に交渉していたが取りあってももらえなかった。カラバオの会が連絡した後、被災者に対して「30万円払うから終わりにしろ」と迫った。再度連絡したところ、「本社の判断を待っているのもう少し待つてほしい」と言ったきり連絡がなく、電話をしても担当者が出ようとしなかった。内容証明郵便で「本人申請で労災の手続をする。労基署から立ち入り調査があるので覚悟するように」という文書を送ったところ、本人を呼び出し「今すぐ辞めろ、100万円払う」と脅す。カラバオの会のメンバーが会社まで出かけて交渉をしてようやく労災保険の手続を行った。

時間外労働が強制されていたが、割増賃金を含め正当な賃金が支払われていなかった(日給7,000円で、残業1時間につき700円)。

事例6

氏名:	性別: 男	年齢: 歳	国籍: イラン	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1990. 7. 25	災害発生場所: 埼玉県大里根町		業種: 製造業	職種: プレス工

1990年7月25日、パイプのプレスでカット作業中にマシンとパイプの間に指をはさまれ、左手人指し指第1関節を切断。医師の話では3~6カ月の治療が必要とのことであったが、本人の帰国意志が固

く8月16日で治療中止。

同社では日本人20名の他イラン人4名が就労、被災者は工場の上に住まわされていた。時給850円、時間外は1時間1,000円で、残業割増違反もあった。

会社、工場長は事故後10日で働けと言ってきた。また、カネを請求するならイラン人全員をクビにするとやった。カラバオの会が支援して会社と交渉をはじめたが、被災者の望郷の念が強く示談で、帰国時に百数十万円が被災者に支払われた。被災者は自ら出入国管理事務所に出頭して帰国した。

*異国から働きに来ている者がケガや病気になったときなど、不安に陥りやすい。精神的な面でのサポートが必要。

事例7

氏名:	性別: 男	年齢: 歳	国籍: パキスタン	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1990. 6. 12	災害発生場所: 群馬県		業種: 製造業	職種: プレス工

1990年6月12日、プレス機を操作中、タイミングを間違えてペダルを踏み、左手、中指、薬指をつぶした(骨折)。同社には日本人50名の他外国人8名が就労、プレス機に安全装置はなく、不払賃金もあった。

休業中の賃金、後遺症の補償について何の話もなく、労災扱いにしないということで被災者が不安になりカラバオの会に相談に来た。交渉では、「労災にしないとは言っていない」「補償については全ての治療が終わってから検討する」ということだったが、その後の交渉で「労災扱いに(労災保険の手続)はしないが、全ての面倒をみる」ということで合意した。

*その後合意条件違反があり再度交渉中であるが、全てが口約束のため裏が取りにくい。

事例8

氏名:	性別: 男	年齢: 歳	国籍: パキスタン	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1989. 11. 23	災害発生場所: 神奈川県藤沢市		業種: 製造業	職種: 板金工

板金加工作業中に誤って左手、手首をハンマーで打ち、筋を切った。翌90年1月まで約2カ月治療を受け治癒した。

被災者からの訴えでカラバオの会が交渉に入り、当初会社は入管法の誤解により労災保険の手続を拒んでいたが、説明により理解。ただし、「後遺症もないので休業中に賃金を支払うということで了解してもらえないか」という提案に、被災者もこれを受け入れた。

事例9 《労災保険適用》

氏名:	性別: 男	年齢: 35歳	国籍: バングラディッシュ	在留資格: 観光ビザ(オーバーステイ)
災害発生日時: 1988. 8. 31	災害発生場所: 群馬県桐生市		業種: 製造業	職種: プレス工

鉄のパイプを曲げている作業中、品物を引き出すときにプレスが落ちてきて、左手、中指、薬指を切断した。同年9月6日まで入院、11月2日まで治療を続けて症状固定になった(休業は10月4日まで)。安全装置不備の労働安全衛生法違反があった。同社は従業員30名のうち18名がバングラディッシュ人で、被災者らは日給5,100円で雇われていた。

会社は労災保険の手続をせずに治療費だけを負担し、被災者が同年12月に会社を辞めるとき給料込

みで28万円しか支払わなかったばかりか、「不服申立て」をさせないために念書を書かせていた。カラバオの会が支援して会社と交渉。当初会社は、1990年5月中に労災手続を完了させるということだったが、遅らせて手続をせず、弁護士を立てて争うという態度に出てきた。実際に会社側弁護士からの連絡もあったため、被災者とカラバオの会で直接労働基準監督署に労災申請の手続を行った。その後9月8日には会社も労災保険の書類に事業主証明を行い、9月28日に労災保険給付の支給が決定された（休業補償給付全期間分、障害等級11級の障害補償給付340万円）。

事例10

氏名：	性別：男	年齢：25歳	国籍：ガーナ	在留資格：観光ビザ(オーバーステイ)
災害発生日時：1990. 5.24	災害発生場所：横浜市戸塚区		業種：建設業	職種：土工

1990年5月24日、片付け作業中に右目のところに木の棒があたり、目のふちを裂傷、手術を行い1週間休業した。

会社で、最初にかかった病院から別の病院に変えさせ、その病院では2度の通院後「もう来なくていい」と言われた。社長に前の病院の診察券を渡してくれるように頼んだが、もらえず、その後医者に行けなかった。頭痛がするのを我慢したが、こんなところは危険だと思い、6月30日で辞める。辞めた時に1週間の休業期間の賃金は支払われず、会社は「治療費がかかったから」と言った。カラバオの会が支援して会社と交渉した結果、休業期間分プラス2日分の6割の賃金を支払うことで被災者が納得した。

事例11

氏名：	性別：男	年齢： 歳	国籍：パキスタン	在留資格：観光ビザ(オーバーステイ)
災害発生日時：1990. 7.27	災害発生場所：東京都板橋区		業種：建設業	職種：家屋解体

1990年7月27日、小学校の家屋の解体作業中、運搬していた荷物を足に落とし、右足薬指、小指を骨折。日本人労働者5名の他イラン人3名と被災者が働いていた。

病院に行くとき、会社は付き添った者に「労災扱いでなく、本人が宿舎で勝手に冷蔵庫を足に落した」ことにするように指示。その日病院から帰った直後、社長から「もう仕事はない、辞めてほしい」と言われ、すぐ近くの会社に移る。引越しの時に奥さん他が手伝ったので、金をくれとは言わずにただ「助けてほしい」と訴えたが、拒否された。カラバオの会が交渉に入ったが、会社は高圧的な態度であった。しかし、被災者が「今いるところは辞めたくないが、知られているため何をされるかわからないので不安だ。社長から3万円だけもらった。不満だがあきらめる」とのことで、それ以上の交渉ができず、きちんと治療を受けたかどうか不明。

日給11,000円だったが、時間外は1,000円。それもどんぶり勘定で実際は出ていなかった。

*帰国が決まったときか状況がよくなったときに、もう一度取り組もうと話してある。

事例12《労災保険適用》

氏名：	性別：男	年齢：47歳	国籍：パキスタン	在留資格：船舶乗員上陸許可証
災害発生日時：1990. 7.19	災害発生場所：茨城県下館市		業種：製造業	職種：プレス工

1990年7月19日、プレス加工作業中に、左手を機械にふれた際に歯車かベルトに巻き込まれた。左

手親指の付け根のところを裂傷、左手人指し指先端骨折。現在も治療中である。

被災者は船員だったが、船が横浜港に停泊した時、3日間の上陸許可証を持ってそのままエスケープ。パスポートは船に置いたままであったため、本人であることを証明するものがなかった。入管に再発行を求めることは強制退去をさせられるおそれもあり、また再発行の保証もないので、パキスタン大使館に行き、上陸許可証や本人宛ての手紙を提出し、それをもとに本国の役所に照会して本人であることを証明してもらった。それをもって労働基準監督署に行き、労災保険適用の手続をとった。

所定労働時間は、8時から17時までだが、毎日2時間の残業が義務付けられていた。日給7,200円(時給900円)だったが、時間外は1時間1,000円で労基法違反。

*大使館は証明に当たって「とにかく来てほしい」とのこと。労働省、労働基準監督署は「大使館が証明したものがあればOK」ということであり、全国で初めてのケースである。

事例13

氏名:	性別: 男	年齢: 歳	国籍: 中国	在留資格: 留学生
災害発生日時: 1990. 2. 11	災害発生場所: 東京都		業種:	職種: 電気工事

従業員6~7名の会社で1週か2週に一度アルバイトをしていたが、1990年2月11日、作業現場の変電室の掃除中に感電して火傷を負った。6週間入院し、その後も治療を継続中である。

治療費は会社から支払われた(労災保険を使っているかどうかは不明)。見舞金として3月、4月にそれぞれ10万円支払われているが(日給は1万円だった)、カラバオの会が支援して、自己負担している分の医療費と休業補償等を支払うように会社と交渉している。

事例14

氏名:	性別: 男	年齢: 27歳	国籍: フィリピン	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1990. 3. 8	災害発生場所: 茨城県下館市		業種: 製造業	職種: プレス工

1990年3月8日、工場内でクレーンで移動していたプレスマシンが左足甲に落下して負傷した。事故後約2週間休業、治療は現在も継続している。日給6,400円だが、幹旋業者への手数料100,000円を天引きされていた。休業期間中の賃金は支払わず、治療費も天引き。辞めると言ったら、差し引きマイナスのレシートを渡された。カラバオの会が支援して会社と交渉し、天引きしていた幹旋業者への手数料と治療費は支払われ、労災保険は使わないが休業補償も会社が支払うことで合意した。

事例15《労災保険適用》

氏名:	性別: 男	年齢: 22歳	国籍: バングラデシュ	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1990. 8. 14	災害発生場所: 埼玉県		業種: 建設業	職種: 家屋解体

1988年8月14日、解体物をトラックに積んで帰る途中、積載オーバーだったためカーブを曲り切れず横転(3名乗車)。本人は失神し、そのまま病院に運ばれ、左腿開放性骨折との診断で手術、89年1月末まで入院した。10月にプレート除去手術が必要と診断書に書かれたが、費用がないため治療を中止し、89年2~8月に月15日程度働いていた。

入院中の治療費は会社が支払い、休業補償として、88年8月10万円、9月10万円、10月7万円、11月7万円の計34万円支払った(日給は6,000円だった)が、その後は90年2~8月に働いた分も含めて一切支

払わず、「ケガのことはもう知らない。金がない」と言われた。90年5月にカラバオの会に相談があり、会社と交渉。会社は労災保険が適用されることを知らなかった。9月になって労働基準監督署に労災申請を行った。

事例16《労災保険適用》

氏名:	性別: 男	年齢: 33歳	国籍: パキスタン	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1989. 8. 7	災害発生場所: 群馬県桐生市		業種: 製造業	職種: プレス工

1989年8月7日、社長から、プレス機の安全装置を取り外し足踏みで作業をするように指示され、作業中、左手人指し指の先端と中指を第1関節から切断。22日間入院し、退院の翌日から働かされた。その機械は故障が多く、何人もケガをしていたとのこと。また、時間外労働が毎日あったが、時給800円なのに時間外は900円だった。

入院中に5,600円が見舞金として支払われ、退院後30万円でケリをつけられそうになった。カラバオの会が支援して会社と交渉。会社は、労災保険が適用されることを知らず、手続を渋っていた。90年8月末に被災者本人が労働基準監督署に労災申請の手続を行った。

事例17

氏名:	性別: 男	年齢: 26歳	国籍: ガーナ	在留資格: 観光ビザ
災害発生日時: 1990. 3. 28	災害発生場所: 埼玉県川口市		業種: 製造業	職種: 鋳物作業

1990年3月28日、鋳物工場内で溶けた熱い鉄の上にまいた灰を、鉄の棒で取り出す作業をしていて爆発。熱い鉄を身体に浴び火傷を負った。1カ月ほどの治療で火傷はなおったが、右眼の角膜に障害が残る(右角膜白斑の診断名で8月まで眼科医で治療)、視力が1.5から0.3まで低下し矯正不可(障害等級13級)。約1カ月休業している。業員10名、外国人は被災者を含め2名働いていた。

事故直後に会社が連れていった病院は、十分な治療を施さず、休業中の賃金も支払われなかった。その後被災者の知人の日本人が会社とかけあい、治療費と休業補償は支払われるようになった。しかし、職場復帰後に右目の後遺症の補償を求めたところ、会社は被災者を解雇した。CALLネットワークが相談を受け、英語の堪能な医師を紹介する一方、会社と補償について交渉。経営者も日本人労働者も「会社を守る」ことで結束し、「今回の事故について会社の責任はない」ことを強調した。法定分の補償は会社が負担するが、それ以上の補償に応じるつもりはないという姿勢であった。被災者が早期帰国を希望している事情もあり、話し合いによる解決を迫り、労災保険の障害13級の障害補償給付の額98万円に見舞金20万円を支払うことで決着した。

事例18《労災保険適用》

氏名:	性別: 男	年齢: 48歳	国籍: 韓国	在留資格: 観光ビザ
災害発生日時: 1989.11.28	災害発生場所: 栃木県		業種: 建設業	職種:

1989年11月28日、鋼材積み込みの補助作業中、他の作業者がコンボを作動させたところ、積載済の鋼材にぶつかり鋼材(H鋼)が落下し、両足を骨折した。90年2月末まで栃木県内の病院に入院した後、経済上の理由で治療中止。その後支援グループの紹介で8月に治療を再開、10月から再度入院している。

90年2月末までの治療費は労災保険が給付されている。CALLネットワーク(東京ユニオン)が支援し、会社及び労働基準監督署と交渉中。

事例19《労災保険適用》

氏名:	性別:女	年齢:20歳	国籍:韓国	在留資格:観光ビザ(オーバーステイ)
災害発生日時:1989.9.6	災害発生場所:埼玉県八潮市		業種:製造業	職種:プレス工

1989年9月6日、巾20cm弱、長さ30cmほどの金属盤の中央部に名刺サイズの抜き打ちを行うプレス作業中、左人差し指が下の金型と金属盤の間にはさまれ、左人差し指末節骨(90%)切断。1カ月半休業、治療して症状固定。本社は都内にあり、被災者が就労していた埼玉工場は、従業員50名程度、10数名の労働ビザをもたない韓国人労働者が働いていた。安全衛生法違反複数あり。

CALLネットワーク、ふれあい江東ユニオン、在日外国人119ネットワーク(埼玉)が会社と補償について交渉。交通事故の損害賠償算定基準により後遺症による逸失利益720万円、慰謝料340万円の半額の500万円を要求したが、最終的に労災保険による障害補償給付約130万円(障害等級11級)の他に会社が300万円を支払うことで解決した。被災者は自らの希望で90年6月に帰国した。

事例20

氏名:	性別:男	年齢:41歳	国籍:パナマ	在留資格:観光ビザ
災害発生日時:1990.8.6	災害発生場所:埼玉県川越市		業種:製造業	職種:プレス工

従業員は日本人4名、外国人4人。事故にあった35トンプレス機で作業をはじめて3回目、単独での作業ははじめてであった。金型をセットしてあるのでやっておくようにと言われ、当初手動でやろうと思った。ボタンを押したが動かず、ペダルを踏むと動いた。途中で金型ピンが外れ、直そうと思って手を入れた時、誤ってペダルを踏み、左手示指全部欠損、中指第2関節欠損の事故を負う。現在も休業加療中である。

在日アジア労働者と共に闘う会が支援して会社と交渉中である。当初会社は、8月分について70%の休業補償を支給したが、他の外国人労働者のサボタージュによる抗議で100%支払った。

事例21《労災保険適用》

氏名:	性別:男	年齢:25歳	国籍:アフガニスタン	在留資格:観光ビザ
災害発生日時:1990.4.2	災害発生場所:埼玉県桶川市		業種:製造業	職種:プレス工

プレス機を操作して20cm四方のプレートの曲げ加工中、品物を落とし、それを取ろうとして腕を伸ばしたところ、誤ってペダルスイッチを踏み、右腕をプレス機にはさまれた。2カ月入院、現在も休業加療中である。(日本人労働者15人、パキスタン人3人)

会社は事故後、社会保険労務士を通じて労災申請をした。在日アジア人労働者と共に闘う会が会社と交渉し、家族への送金分として30万円を立替払いさせ、今後、症状固定を待って損害賠償の交渉を行う予定。

事故後の所轄警察署が事情聴取し「(不法就労を)見て見ぬふりはできない」とし、他の3人の外国人労働者は解雇。本人、社労士、社長と共に入管に出頭。「治療が終わってから帰ればよい」、社長に対しては住所を明らかにしておくようにと言われている。

事例22《労災保険適用》

氏名:	性別: 男	年齢: 28歳	国籍: 中国	在留資格: 就学ビザ
災害発生日時: 1989. 6.17	災害発生場所: 東京都豊島区		業種: 風俗業	職種: 清掃洗場

午後2時～12時のアルバイトで、終業後最寄り駅まで歩いて退勤途中、横断歩道横断中に乗用車にはねられ右下腿骨粉砕々折。救急車で病院に運ばれ1カ月入院、1990年9月に右下腿の金具を摘出する手術を受けた。この間全部休業した。

ひき逃げ事故のため、警察署とも交渉したが、加害者が特定できなかった。労災保険の通勤災害請求を行った。事業所(ピンクサロン)が労災未加入だったため、労基署に指導させて保険関係を成立させ、療養・休業補償を支給させた(ぐるーふ赤かぶ、東京東部労災職業病センターが支援)。

授業出席日数等についての配慮等、日本語学校教師の協力的が得られた。被災者は通勤災害等について何も知らず、途方にくれながら友人からの借金で当面の生活費をしのいでいた。

事例23

氏名:	性別: 男	年齢: 30	国籍: 中国	在留資格: 就学ビザ
災害発生日時: 1990. 4.28	災害発生場所: 神奈川県川崎市		業種: 建設業	職種: 内装工事

新宿区の会社からアルバイトで派遣され、1990年4月28日、川崎市の現場で内装工事中、モーターを移動するよう指示され、動かそうとしたところ、モーターに手を突っ込んで右手中指第1関節の3分の1を切断した。5月16日まで通院(症状固定—障害等級14級相当の後遺症)、5月30日まで休業した。

本人よりぐるーふ赤かぶに相談があり、東京東部労災職業病センターとともに会社に損害賠償を要求して交渉中である。

事例24

氏名:	性別: 男	年齢: 28歳	国籍: バングラディッシュ	在留資格: 観光ビザ
災害発生日時: 1989. 1.26	災害発生場所: 群馬県大田市		業種: 製造業	職種: プレス工

従業員8人中4人がバングラディッシュ人。プレス機で作業中、右手中指・薬指第2関節欠損、小指・示指先欠損の事故に逢う。安全装置を外していた?

カラバオの会等が支援し、社長に補償の意向を問い質したところ、労災保険は適用しない方向で処理してもらいたいとのことであった。300万円を要求(障害等級11級の慰謝料+逸失利益の約3割)したところ、会社は融資を受けて支払うと回答したので、本人の意志を確認のうえ合意した。

事例25

氏名:	性別: 男	年齢: 27歳	国籍: バングラディッシュ	在留資格: 観光ビザ
災害発生日時:	災害発生場所: 千葉県五井市		業種: 製造業	職種: プレス工

入社後1週間程度で、プレス機によって左手示指を第2関節から切断。1週間ほど入院。

治療費は全額会社が持ち、休業補償もある程度されているようだが、障害に対する補償はなし。ちば人権ネットワークに相談はあったが、本人は問題にする気はないとのことであった。

事例26《労災保険適用》

氏名:	性別: 男	年齢: 26歳	国籍: バングラデシュ	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1990. 3.	災害発生場所: 千葉県四街道		業種: 製造業	職種: 鉄骨組立

軍手着用のままボール盤にて作業中、左手を機械に巻き込まれ人差し指を第1関節より切断。一般にボール盤等の作業時には軍手を着用してはならないことになっており、被災者はそのことを理解しておらず、経営者も別段注意を行わなかった。

経営者は、治療費のみを支払い、事故発生以前の賃金も含めて休業中の賃金も支払わず。現在、APFSが代行して労災保険の申請を行い、賃金未払いについては交渉中。

事例27《労災保険適用》

氏名:	性別: 男	年齢: 30歳	国籍: バングラデシュ	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1990. 4	災害発生場所: 埼玉県岩槻市		業種:	職種: 食品加工

野菜運搬用の手押車を押して作業中、後ろからきた同僚の手押車と壁の間に左手人差し指をはさまれ、第1関節より切断。

経営者は、治療費のみを支払い、その他の補償はせず。本人が退職後にAPFSに相談。当初、経営者は労災の申請も拒否。APFSが代行して申請中。経営者の外国人労働者に接する態度にも問題があるようだ。

事例28《労災保険適用》

氏名:	性別: 男	年齢: 22歳	国籍: インド	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1990. 5.	災害発生場所: 東京都江戸川区		業種: 製造業	職種: プレス工

大型プレス機械にて自動車部品の絞り作業中、部品を取り出す際、右手親指・人差し指をはさまれ、親指は第1関節より切断。人差し指は指先を切断。プレス機械には、安全装置（両手でスイッチを押さなければ機械が作動しない）が取り付けられていた。経営者は作業速度を早めるよう再三注意を与えており、労働者間で競争させていたという。日本人労働者からは「おしゃべりが多かった」との指摘があった。

当初、労災の届出も行わず、賃金も支払わなかったが、APFSとの交渉により労災保険の手続書類を作成。また、12万円程度の賃金を仮払いした。

事例29《労災保険適用》

氏名:	性別: 男	年齢: 23歳	国籍: バングラデシュ	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1990. 5.	災害発生場所: 東京都渋谷区		業種: 飲食業	職種: 調理

レストラン調理場にて野菜を自動カッターにより裁断中に右手小指を負傷。病院で7針縫合。入社後半年の事故であった。勤務時間は1日12～3時間と長時間労働であった。

事故直後、店長は本人に対して休み時間中の事故なので店としては一切補償を行わない旨告げた。また、当日店長が立て替えた治療費1万4千円の返却を本人に迫った。本人の依頼によりAPFSが本社と交渉。会社は業務中の事故であることを認め、労災保険の手続を行った。

事例30

氏名:	性別: 男	年齢: 25歳	国籍: スリランカ	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1990. 7.	災害発生場所: 埼玉県三郷市		業種: 製造業	職種: プレス工

大型プレス機械にて自動車部品のプレス加工中、機械の操作を誤り、左手中指・薬指・小指を全て切断。人差し指は第1関節より切断。同僚と話をしながら作業中に機械のスイッチを誤って連続作動に入れてしまい事故にあったもの。経営者が切り替えスイッチのキーを差し込んだままにしていたことも、事故の原因に関係している。

APFSとの交渉で、治療費、休業補償とも100パーセント支払うことを約束している。ただし、現在も多数の外国人労働者を雇用中であるため、入管局等の摘発を恐れて、全てを自費で支払いたいとの申し出がある。

事例31《労災保険適用》

氏名:	性別: 男	年齢: 22歳	国籍: パンガラッシュ	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1990. 7.	災害発生場所: 東京都清瀬市		業種: 建設業	職種:

エンジン芝刈り機にて草刈作業中、小石が右目に突き刺さる。病院にて、手術を行ったが失明した。会社にとってこの作業は初めてであり、芝刈り機も他の会社より借り受けたものであった。経営者自身も芝刈り機作業に不慣れであり、作業員に対して何らの安全指導もしていなかった。

当初、治療費は経営者が自費で支払っていたが、途中で治療費が多額となるため労災保険に切り替える。賃金は一切支払われていない。APFSが労働者本人の代理人になって9月2日より交渉を開始する予定。

事例32

氏名:	性別: 男	年齢: 32歳	国籍: スリランカ	在留資格: (資格外)
災害発生日時: 1990. 8.	災害発生場所: 栃木県下館市		業種: 製造業	職種: プレス工

プレス機械にて作業中、左手人差し指を第1関節下より切断。本人によれば、安全機もあり、なぜ事故が発生したのかわからないという。入社2週間目の事故であり、機械操作に慣れが生じた時期でもある。経営者から安全問題に対する指導は一切なかった。事故原因の詳細は今後、経営者との話合いの中で明らかにしたい。

経営者は当初、治療費と30万円の「示談金」を提示した。しかし、日本人のブローカーが間に入り、150万円を要求した。その後、労働者本人がAPFSを訪れ、APFSが代理人となって会社と交渉を進めてもらいたいと要望。

事例33

氏名:	性別: 男	年齢: 28歳	国籍: ベルー	在留資格:
災害発生日時: 1990. 5.10	災害発生場所: 埼玉県大宮市		業種: 製造業	職種: プレス工

栃木県真岡市の派遣業者から埼玉県大宮市の自動車部品製造会社に派遣され(派遣元は請負と主張)、プレス工として1990年1月より働いていた(昼夜2交替勤務で、日給9500円、日系ペルー人多数就労)。

1990年5月10日、日勤の終業直前に作業場所の清掃を行っていたところ、床が金属研磨くずで滑べりやすくなっていたため、足をとられ、その際、パネルの切断機で右手の第3・第4指を切断した。

6月4日まで入院、退院後も8月11日まで通院して症状は固定したが、右中指11mm、環指13mmの短縮と知覚障害等の後遺障害が残った。休業も8月11日までで、その後退職。母国の母が死亡したため帰国した

CATRAに相談があり、弁護士を立てて派遣元、派遣先会社と交渉（相手側も弁護士を代理人とした）。後遺症による逸失利益、慰謝料、入院・通院慰謝料等を請求、結果的に派遣元が800万円を支払うことで決着した（過失相殺が入ったため）。労災保険は使っていない。

事例34《労災保険適用》

氏名：	性別：男	年齢：29歳	国籍：ペルー	在留資格：
災害発生日時：1989.10.12	災害発生場所：栃木県真岡市		業種：製造業	職種：プレス工

自動車部品製造工場のプレス工(前の事例と同じ派遣会社からの派遣)として、1週間おきの昼夜2交替勤務で働きはじめて2週間目の1989年10月25日、工場内の鉄板プレス機を操作中、左腕をはさみ切断され、転倒した。いつもその機械を担当していた労働者が休みをとり、被災者が、午前中日本人労働者から身ぶりで作業の指導を受けてプレス作業を開始し、午後、指導の日本人がいなくなって単独で作業をしていたところ事故にあった。入院10カ月の後、通院・リハビリ治療のため、現在も休業・加療中である。

CATRAを通じ、弁護士が4000万円余の損害賠償を派遣元と派遣先会社に請求すべく準備をしたが、本人が「親族の来日の便宜を図ってもらうため、派遣元と争いたくない」と主張し、労災以外の上積み補償はできなかった。労災保険からは、治療費、休業補償と障害等級5級の認定で、障害補償前払一時金として2000万円以上が支払われた。今後の障害年金等の手続は派遣元が行うことになっている(本人は90年11月に帰国)。

事例35《労災保険適用》

氏名：	性別：男	年齢：21歳	国籍：ブラジル	在留資格：
災害発生日時：1990. 6. 15	災害発生場所：群馬県さかい町		業種：製造業	職種：プレス工

1990年6月15日、プレス機を操作中に左手を切断。安全装置を外してあった(自動販売機製造)。2カ月間入院し、労災保険から療養補償、休業補償が支給された。

事例36

氏名：	性別：男	年齢：46歳	国籍：ブラジル	在留資格：
災害発生日時：1990. 8. 30	災害発生場所：静岡県浜松市		業種：製造業	職種：工員

手でプレス機に板をつっこみ、足で踏んでプレス機を動かし手で横へ運ぶ作業中、左手を機械にはさみ切断した。

事例37

氏名：	性別：男	年齢： 歳	国籍：ガーナ	在留資格：(資格外)
-----	------	-------	--------	------------

災害発生日時：1990.10.	災害発生場所：埼玉県川口市	業種：製造業	職種：プレス工
-----------------	---------------	--------	---------

プレス機械にて作業中、左手人差し指第1関節より切断。本人の話では、機械のテスト中に経営者が操作を誤り、事故が発生したという。経営者は否定。入社後1カ月目の事故であった。

経営者は当初、外国人に労災保険が適用されることを知らず、賃金と治療費のみは支払うと本人に話していた。APFSが本人より依頼を受け、経営者と交渉した結果、労災一時金の他、額は未定であるが、見舞金を支払うことで合意。事故の原因、責任については話し合いを継続中。

後日、川口労働基準監督署より経営者に、警察に通報するとの連絡があった。

事例38

氏名：	性別：男	年齢： 歳	国籍：バングラデシュ	在留資格：(資格外)
災害発生日時：1990.10.	災害発生場所：神奈川県横浜市	業種：製造業	職種：	

プラスチックバンドの切断作業中、機械についた切り粉を取り除こうとして、誤って作動ボタンを押してしまい、右手人差し指を第1関節より切断した。

当初、本人より経営者との交渉を依頼されたが、後日本人から、経営者と本人のみで話を進める旨の連絡があった。経営者からAPFSに依頼したことで、圧力がかったらしい。

事例39

氏名：	性別：男	年齢： 歳	国籍：パキスタン	在留資格：(資格外)
災害発生日時：1990.10.	災害発生場所：埼玉県川口市	業種：鉄工所	職種：	

大型ドリルにて、長さ1メートル位の鉄骨製梁に穴あけ作業中、ドリルに右手親指を巻き込まれた。病院にて縫合手術をしたが、失敗。親指を根本より切断した。軍手を着けたまま作業をしており、軍手が巻き込まれたための事故であった。APFSに連絡があり、現在経営者と交渉中。

事例40

氏名：	性別：男	年齢： 歳	国籍：バングラデシュ	在留資格：(資格外)
災害発生日時：1990.10.	災害発生場所：埼玉県入間郡	業種：製造業	職種：	

以前2～3回ほど扱ったことのある切断機の操作を命じられ、作業中左手人差し指、中指を切断した。足踏み式のスイッチと両手で押す形式のスイッチがあったが、手押しスイッチが故障していたため、足踏み式スイッチを操作し、事故にあったもの。入社1カ月後の事故。

現在治療中であるが、経営者は、賃金100%と治療費全額を払う旨、本人に伝えている。治療終了後、相談を受けたAPFSが本人とともに交渉を始める予定。

事例41

氏名：	性別：男	年齢： 歳	国籍：バングラデシュ	在留資格：(資格外)
災害発生日時：1990.11.	災害発生場所：埼玉県朝霞市	業種：建設業	職種：	

建設現場にて、足場を組み立て中、上から飛び降りた拍子にすべって足首を捻挫した。

経営者の自動車で病院まで連れていかれ、治療費は経営者が支払った。その後、4日間通院したが、治療費は本人が支払った。9日間の休業補償も支払を拒否している。APFSが交渉中。

事例42

氏名：	性別：男	年齢：33歳	国籍：フィリピン	在留資格：
災害発生日時：1990.11.	災害発生場所：東京都板橋区		業種：建設業	職種：

現場にて吹き付け作業中、2階足場より1階に降りる際、体を支えていた指を負傷。腕の皮膚を指に移植手術した。

病院に経営者とともに行き、手術を受ける。費用の32万円は経営者が支払った。経営者が非常に親切なのでトラブルにしたいくないとの、本人の申し出があり、とりあえず労災についてのアドバイスのみを行う(APFS)。

人間と放射線

医療用X線から原発まで

ジョン・W・ゴフマンは、チェルノブイリ原発事故により、今後数十年間に、致死性と非致死性を合わせて100万件のガン・白血病が引き起こされると予測し、世界にその重大さを警告した。

ゴフマンは、ローレンス・リバモア研究所で放射線の危険性の研究を行って以来十数年の間、国際放射線防護委員会(ICRP)や国連放射線影響委員会(UNSCEAR)が放射線によるガン死危険度を40分の1にも甘くみている、警告し続けてきた。

本書は、その研究成果を体系的に、一般の人々にも活用できるようにわかりやすくまとめるとともに、原子力開発からカラーテレビ、建築材料、医療用X線問題まで、放射線と人間の健康に関わるあらゆる問題を検証したものである。

本書の特徴は、懇切丁寧な入門書であると同時に、膨大なデ



ータを駆使した優れた専門書であるという、あい異なる性格を見事に兼ね備えている点にある。

読者は、そもそも放射能とは、放射線とは何か、染色体や細胞分裂とは何か、ガンはどのようなメカニズムで発生するのかという点や、放射線が人体に対してどのような仕組みでどのように障害をもたらすのか、といったことについて、読みながら知らず知らずのうちに身につける

ことができる。

また放射線のガン死危険度といったことが、どのようなデータをもとに、どのような考え方によって得られるのか、何ら専門知識がなくとも、誰にも理解できるように工夫されている。

ゴフマンが本書を著すにいたった根本動機は、これまで多くの悲惨な患者を診てきた医師としての使命感であり、かつて核開発の当事者として広島・長崎の惨事に関わったことへの、深い哀しみであった。「専門家を信じるのではなく、自分自身で考え判断せよ」とのゴフマンの言葉は、人類の将来に対するもう一つの警告といえよう。

【著者】ジョン・W・ゴフマン

【訳者】伊藤昭好／今中哲二／海老沢徹／川野真二／小出裕章／小出三千恵／小林圭二／佐伯和則／瀬尾健／塚谷恒雄

【体裁】A5版上製／768頁

【定価】20,000円

最寄りの書店か社会思想社

119 東京都文京区本郷3-25

-13 TEL(03)3813-8105まで

労働省関係通達

昭和63年1月26日基発第50号・職発第31号
(各都道府県労働基準局長・知事殿宛て労働省労働基準局長・職業安定局長通達)

外国人の不法就労等に係る対応について

我が国では、就労を目的として日本に入国しようとする外国人については、日本人では代替できない技術・技能を生かして就業しようとする者、熟練労働者等については入国・在留を認めている一方、従来から、単純労働者については、原則として受入れを行わないという方針をとっている。具体的には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号、以下「入管法」という。)に基づき外国人労働者の入国・在留管理が行われているが、最近、観光客等を装って我が国に入国して不法に就労する外国人の著しい増加が指摘されているところである。このような外国人の不法就労の増加は、もとより国内の雇用失業情勢や労働条件に悪影響を及ぼす要因となりかねないものであり、不法就労者に関する職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等労働法令違反の事案も見られ始めており、その対応も急務となっている。

については、職業安定機関及び労働基準監督機関においても、別紙「外国人の就労に係る出入国管理制度上の取扱い」(略)を御了知頂いた上、下記による対処方につき遺憾のないよう特段の御配慮をお願いします。

記

1 労働関係法令違反がある場合の対処

(1) 職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等労働関係法令は、日本国内における労働であれば、日本人であると否とを問わず、また、不法就労であると否とを問わず適用されるものであるため、両機関は、それぞれの事務所掌の区分に従い、外国人の就労に関する重大悪質な労働関係法令違反についても情報収集に努めるとともに、これら法違反があった場合には厳正に対処すること。

さらに、これら違反事案において、資格外活動、不法残留(別紙2(2)、(3)参照)等入管法違反に当たると思われる事案が認められた場合には、出入国管理行政機関にその旨情報提供すること。

(2) 上記のほか、業務遂行に当たって、資格外活動、不法残留等入管法違反に当たると思われる事案を承知した場合には、本来の行政目的に十分留意しつつ、事業主等関係者に対する注意喚起、指導等を行うほか、必要に応じ、出入国管理行政機関に情報提供するなど適切な対処に努めること。

(3) 上記(1)及び(2)に言う出入国管理行政機関への情報提供は、職業安定機関でとりまとめの上行うものとする。

2 関係団体への周知、協力要請等

(1) 外国人の不法就労等を防止する観点から事業主や事業主団体等関係団体に対し、各種の説明会、懇談会、集団指導等の場を通じ、我が国の外国人労働力政策及び外国人の就労に係る出入国管理制度上の取扱い、労働関係法令の外国人への適用関係について周知すること、さらに、必要に応じ、資格外活動等入管法違反に当たる外国人の雇入れ又はこれに係る需給調整等を行わない

よう協力を要請すること。

- (2) 外国人の就労に係る取扱い等について照会を受けた場合には、可能な範囲内で必要な情報提供に努めるほか、出入国管理行政機関を紹介するなど適切な対応に努めること。

3 定着居住者等への配慮等

外国人の就労に関する業務の遂行に当たっては、外国人の人権尊重に十分配慮すべきであること。また、適法な来日外国人の就労について、その権利を不当に侵害するような結果をもたらすことのないよう、十分留意すること。

さらに、職業安定機関は、職業紹介、職業指導等については、職業安定法第3条に基づき、国籍を理由としてその取扱いを差別してはならないことは言うまでもない。特に、定着居住者及び日本人の配偶者等（別紙3(1)に示す者）については、日本国内での適法な活動・就業に制限はないので、逆にこれらの者に対する職業分野での差別の問題を招来することのないよう十分配慮すること。

【部内限】平成元年10月31日基監発第41号
(都道府県労働基準局長殿宛て労働省労働基準局監督課長通達)

入管法上不法就労である外国人労働者の入管当局への情報提供について

外国人の不法就労等に係る対応については、昭和63年1月26日付け基発第50号及び基監発第4号において通達、指示しているところであるが、本通達の運用に関連して、最近、労働基準監督機関に対する申告・相談に係る出入国管理行政機関への情報提供について一部において疑義が生じている面があることから、外国人労働者相談コーナーが設置されたことに伴い、これを明

確にするため、本省においては、報道機関等への対応について別紙の方針で対応することとしたので、貴職におかれても、業務の運営、報道機関等からの問い合わせに対してこれを踏まえて対応されたい。

別紙

問 入管法上不法就労である外国人労働者が労働基準監督機関に対し申告、相談を行った場合、入管当局に対する通報を行うのか。

答1 労働基準法等労働基準関係法令は外国人労働者に対しても適用されるものであり、申告、相談を通じて外国人労働者について賃金不払、最低賃金違反等法違反の事実を承知した場合には、労働基準監督機関として当然その是正に努めることとなる。

- 2 ところで、申告等に対応する過程において、申告等に係る外国人労働者が不法就労者であることが判明することがあり得るが労働基準監督機関としては、まず、法違反の是正を図ることにより本人の労働基準関係法令上の権利の救済に努めることとし、原則として入管当局に対し通報は行わないこととしている。

今回、都道府県労働基準局に設置することとしている「外国人労働者相談コーナー」における取扱いも同様である。

- 3 なお、不法就労者を放置することが労働基準行政としても問題がある場合、すなわち、①不法就労者に関し重大悪質な労働基準関係法令違反が認められた場合、②不法就労者に関し労働基準関係法令違反が認められ、司法処分又は使用停止等命令を行った場合、③多数の不法就労者が雇用されている事業場があり、当該不法就労者について労働基準関係法令違反が行われるおそれがある場合等については、入管当局に対し通報を行うこととしている。

平成2年6月1日基監発第20号

(都道府県労働基準局長殿宛て労働省労働
基準局監督課長通達)

当面の外国人労働者問題への対応について

外国人労働者問題への対応については、既に平成2年度の行政運営方針等において指示されたところであるが、先の第116回臨時国会で成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成元年法律第79号。その概要については別紙1一略一を参照）が本日から施行されるとともに、この改正に関連して法務省入国管理局長から労働省労働基準局長に対し、別紙2一略一のとおり、不法就労の防止に関する協力依頼があったところである。

については、従前からの指示と併せ、当面、下記により、外国人労働者に関する出入国管理及び難民認定法上の取扱いについての周知等外国人労働者問題に的確に対応することとされたい。

記

1 事業主等に対する周知等

事業主、事業主団体等に対し各種の説明会、集団指導等を実施する際に、管内の実情も勘案しつつ、外国人労働者についても不法就労の場合を含め労働基準関係法令の適用があることを周知・指導するとともに、併せて外国人労働者に関する出入国管理及び難民認定法上の取扱い、特に就労できる在留資格の範囲、不法就労外国人を雇用した者等不法就労を助長する者に対し罰則規定が設けられたこと等について周知を図ること。

また、個別の事業主に対し臨検監督等を実施した場合に、不法就労の疑いがある外国人労働者を使用している事実を把握したとき等、特に必要があると認めるときは、当該事業主

に対し、上記と同様の説明・指導を行うこと。

2 関係行政機関との連携

外国人労働者問題への的確な対応を図るため、必要に応じ、出入国管理行政機関、職業安定機関等の関係行政機関と情報の交換等の連携に努めること。

また、職業安定機関においては、平成2年6月1日から30日までの間、別紙3一略一により「平成2年度外国人労働者問題啓発キャンペーン月間」を実施することとしているので、その実施に関し要請があったときは、可能な限り協力すること。

なお、不法就労に関する出入国管理行政機関への情報提供については、現在法務省と鋭意協議中であり、まとも次第別途通知する予定であるので、それまでの間は従前どおりの取扱いとすること。

昭和52年8月24日基発第481号
(都道府県労働基準局長宛て労働省労働基準局長)

海外派遣者の特別加入に係る 保険給付の請求等の手続

海外派遣者の特別加入の取扱いについては、昭和52年 3月30日付け労働省基発第21号、基発第 192号により指示したところであるが、保険給付等の受給者が海外において療養している場合の手続等については下記によることとしたので、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

1 保険給付等の請求手続

(1) 請求書(申請書)の記載事項中、事業主の証明を受けなければならないこととされている事項については、派遣元の事業の事業主の証明を受けなければならないこととするが、当該請求書には、「負傷又は発病の年月日」、「災害の原因及び発生状況」及び「休業の期間」についての派遣先の事業主の証明書を必ず添付すること。

なお「負傷又は発病の年月日」及び「災害の原因及び発生状況」についての前記証明書は、最初の請求書に添付すれば足りること。

なお、前記証明書の様式は任意のものであって差し支えないこと。

(2) 療養補償給付たる療養の費用の請求に当たっては、当該療養に要した費用の額を証明することができる診療担当者(医師、その他の診療、薬剤の支給を担当した者を言う。)の明細書及び領収書を請求書に添付させること。

(3) 請求書(申請書)及びこれに添付すべき書

類その他の資料が外国語で記載されている場合には、それらを日本語に翻訳したものを派遣元の事業の事業主から請求書と同時に提出させること。

2 保険給付の支給手続

(1) 療養補償給付たる療養の費用については所轄労働基準監督署において請求額に相当する額を支払うこととなるが、当該診療内容等については、事前に局に設けられている医療審査委員会等において医学的審査を行うこと。審査に当たっては、我が国又は外国における医学常識にてらして妥当と認められるかどうかによって判断することとし、必ずしも現行の労災保険における取扱いに準拠する必要はない。

なお、請求内容について疑義が生じた場合には適宜本省へ照会すること。

(2) 療養補償給付たる療養の費用の額の支給決定に当たっては、当該療養に要した費用の額は、支給決定日における外国為替換算率(売レート)により換算した邦貨額によること。

なお、この場合において、当該外国為替換算率についての金融機関の証明書を支給決定決議書に添付すること。

(3) 保険給付に関する処分の通知は、原則として派遣元の事業の事業主を経由して、請求人、申請人、受給権者又は受給権者であった者に行うものとする。

ただし、年金給付に関しては、この限りでない。

(4) 休業補償給付及び療養の費用の支払については、派遣元の事業の事業主が立替払いをしている場合には、昭和43年3月9日付け基発第 114号による受任者払いとすることとして差し支えないものであること。

外国送金については、支出官事務規定に定めるところによるほか、昭和38年6月5日付け基発第 640号により指示したところによること。

不法就労外国人に対する災害補償の状況

昭和62年4月1日以降に発生した事故であって、労働基準監督署に対し労災保険の保険給付の請求があった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われるものについて、各年度内の補償状況(総人数200人、うち62年度40人、63年度71人、元年度89人)は次のとおりである。

1 被災労働者の国籍(人数)

国名	62年度	63年度	元年度	計	国名	62年度	63年度	元年度	計
バングラディシュ	8	27	22	57	台湾	2	0	0	2
パキスタン	13	16	19	48	英国(香港)	0	0	1	1
中国	3	5	20	28	スリランカ	0	0	1	1
フィリピン	8	6	3	17	ミャンマー	0	0	1	1
韓国	2	6	7	15	インド	0	1	0	1
ガーナ	1	2	2	5	シンガポール	0	1	0	1
マレーシア	0	0	3	3	ニュージーランド	0	1	0	1
ベトナム	0	1	2	3	ナイジェリア	0	1	0	1
タイ	0	1	1	2	インドネシア	1	0	0	1
ネパール	1	0	1	2	フランス	1	0	0	1
イラン	0	2	0	2	不明	0	1	6	7
					計	40	71	89	200

2 就労場所(人数)

都府県名	62年度	63年度	元年度	計	都府県名	62年度	63年度	元年度	計
東京都	19	36	49	104	栃木	0	0	4	4
群馬	0	11	14	25	山梨	0	4	0	4
神奈川県	6	5	5	16	愛知	2	2	0	4
千葉	2	10	4	16	京都	0	0	3	3
大阪	1	3	4	8	岐阜	0	0	1	1
埼玉	4	0	3	7	長野	1	0	0	1
茨城	4	0	2	6	和歌山	1	0	0	1
					計	40	71	89	200

3 就労事業場の種類（人数）

業 種	62 年度	63 年度	元 年度	計	業 種	62 年度	63 年度	元 年度	計
金属製品製造業 又は金属加工業	10	30	36	76	洋食器、刃物、 手工具又は一般 金物製造業	0	0	2	2
建設業	4	2	13	19	貨物取扱事業	0	0	2	2
輸送用機械 器具製造業	0	2	6	8	印刷又は製本業	0	1	1	2
その他の製造業	3	2	3	8	と畜業	1	0	1	2
化学工業	3	2	2	7	鋳物業	1	1	0	2
機械器具製造業	0	3	3	6	その他の窯業又は 土石製品製造業	0	0	1	1
食料品製造業	3	1	1	5	ビルメン テナンス業	0	0	1	1
めっき業	1	4	0	5	その他の各種事業	12	21	15	43
木材又は木製品 製造業	1	1	1	3	計	40	71	89	200
電気機械器具 製造業	1	1	1	3					

4 補償状況（件数）

保険給付の種類	62 年度	63 年度	元 年度	計
療養補償給付	39	70	70	179
休業補償給付	21	19	40	80
障害補償給付	7	6	10	23
遺族補償給付	0	0	2	2
葬祭料	0	0	2	2
計	67	95	124	286

ADAに学ぶシンポジウム

東京●被災者全国連が障害者団体と共催



1月26日の午後、東京の中央労政会館で「アメリカ障害者法(ADA)を学ぶシンポジウム」が開催された。シンポ呼びかけ団体は、労災職業病被災者対策全国連絡会議、障害者の生活保障を要求する連絡会議、全国障害者解放運動連絡会議、資格障害者労働問題協議会の四団体。

昨年ブッシュ大統領が署名して成立したADAは、雇用における一切の障害者差別を禁じることを含め、障害のゆえに差別されてはならないことを明らかにし、画期的な法律と言われている(安全センター情報90年10月号参照)。

シンポでは、このADAが成立するに至るアメリカの障害者運動を、DPI(障害者インターナショナル)日本会議の斉藤明子さんが紹介し、また、アメリカ労災保障システムの実情を

日本女子大の佐藤進さんが報告した。

そこでは、日米の人権に対する考え方のひらきが浮き彫りになった。と同時に、運動の面でも、包括的な人権運動に立ち遅れが認識させられた。

集会には肢体や視覚などに障害を持った人たち、労災職業病被災者など130人が参加、活発な意見が出された。

冒頭、堀参議院議員は「ADA法には、アメリカ人のためのナショナリズムが強くあることを押えておく必要がある。しかし、この法律が草の根の運動の場としてあることは日本でも学ぶべきだ」とあいさつ。会場からも、労災脊損会・新田氏、視労協・宮氏、障害連・三沢氏、全国公的介護保障要求者組合・益留氏、全障連・楠氏らが「障害を持つ人も持たない人も共に

生きる社会を築くというソーマライゼーションという言葉をよく使うが、言葉だけに終わっているのが日本の現状だ。日本でもADA法のような法律をめざし、皆が一人の人間として認められる社会をつくらう」と呼びかけた。

また、シンポジウムに寄せられた感想アンケートでは、「個々の生きる権利は等しくあるのに、障害者・子供は無視されている。労基法と同様に人権法というべきものが必要」「企業が障害者に根本的な差別、不当な善意を持っている」「日本ではコスト、市場性重視の観点から健常者と障害者の新たな分離が進められようとしている。平和につながるような運動の構造を!」「一人の障害者の人権を守ることが全ての人権保障につながる」「教育の中に、障害者との関わりを持てるような場を取り入れていくべきだ」「障害の部分だけを補っていくようにしていくことが大切」「まず駅の構造改善や職場改善を」などの意見がびっしりと書かれ、今後の方向についても、「これだけでは時間が足りない。共同行動を積み重ねていこう」「次回も実施を」「大阪等各地でもシンポジウムを開催してほしい」という声が寄せられた。

今回のシンポは、労災被災者団体と障害者運動の団体がはじめて共同して企画され、「お互いを知り得たことはすばらしいことだ。今後もこの絆を切るこ

となく共同行動を作り上げていこう」を確認しあっている。A D Aシンポジウムを開催した意義は大きい。これを交流・共同

行動の第一歩として、パワーあふれる人権運動のうねりを作り出すことが期待される。 ■

(鈴木 明)

増えるじん肺の労災相談

大阪●トンネルじん肺裁判提訴へ

関西労働者安全センターにつてをたどって労災補償の相談に訪れるじん肺被災者が、ここ数年増加傾向にある。職種は、炭鉱、ずい道工事に始まって、建設、研磨工、溶接工、ルツボ形成工、など多岐にわたっている。

これらの人々はほとんどの場合、その後診察を受けて、さらに職歴などを確定させた後に管理区分決定の申請を行い、結局じん肺管理区分2または3に合併症、あるいは管理区分4の決定を受け、労災補償給付を受給することになる。しかし、症状

が現れてからセンターに相談に訪れるまでの経過を聞いてみると、一人一人様々な「挫折」を味わっていることがわかる。その原因は、事業所であったり、労基署や市役所であったり、あるいは医者や病院であったりする。

例えばAさんは、昭和36年より大阪の港湾荷役会社に勤め、船内の作業に従事していたが、昭和60年に結核にかかり、胸部疾患の専門病院に入院した。主治医は、レントゲン写真と、大阪で働き出す一年前まではトンネル工事に従事していたという

職歴からじん肺症と診断し、管理区分申請のための診断書を作成し、Aさんに渡した。ところが、Aさんから診断書を受け取った会社は、「うちの会社でじん肺なんてとんでもない」と病院あてに送り返してしまった。

それを受け取った主治医は、「困ったことになった」と結局は病名を変更し、健康保険での治療を継続することになった。その後もAさんは気胸を発症したりして3回ほど健康保険による休業治療を繰り返している。

そういう状態でいて、63年に加入している全港湾労組が行った一斉じん肺健診でやっと「管理区分3の口、続発性気管支炎」の決定を受け、労災補償の請求までたどりついた。

トンネル工事に約7年間従事した後、自動車工場に塗装工として勤めていたBさんは、会社での健診でいつも胸部については要精検と診断され、ついに50

VDT(U)健康調査を準備

高知●5年ぶり2回目の調査

高知県労働安全衛生センターでは、高知県下におけるVDT(U)労働に携わる労働者の健康調査を岡山大学衛生学教室・甲田先生、高知医大・久繁先生の協力を得ながら実施することになっている。

計画では、今年3～5月までの

2カ月間、センター加盟の各単組を主として、VDTの導入されている職場での労働者、約2000人を対象にしてアンケート方式にて行い、質問項目はVDT労働に関する健康状態と作業状態を主としている。

回収されたアンケートは岡山

大学で分析し、全体的な傾向や各単組(団体)ごとの分析をし、それぞれに報告する形をとる。

同様のアンケートは5年前にも実施(有効解答1600人)しているが、その後、各職場では急速にVDTが導入されており5年前との比較は関心のあるところであり、集約結果資料は職場での環境改善や健康対策の貴重な資料となりうるので、各単組の積極的な協力を呼びかけている ■

(高知県労働安全衛生センター)

才健診では医師からじん肺であることを知らされた。その後、咳き込みがひどく、とても仕事ができるような状態ではなくなってきたが、どうしたらよいのか誰も教えてはくれず、困っていたところ、すでにじん肺で療養中であつたかつての同僚に出会い、松浦診療所を紹介された。

最終の粉じん作業である昭和39年のトンネル工事に従事していたことの証明のため、居所のわかる当時の同僚2人を訪ねたところ、その2人もじん肺の症状に苦しんでいた。そして、結局3人そろつての管理区分申請ということになったのである。

その2人のうちCさんの場合は、病院を転々とし、ある医院では、撮影したレントゲン写真を見て「これで仕事をしてはいかん」と言い、ご丁寧にも直接勤めていた会社に「仕事をさせるな」と電話までしてくれたという。トンネル工事のことを話しても、どうすれば安心して療養に専念できるのかということについて何も教えてはくれなかった。

その後、じん肺患者同盟の支部の世話で、じん肺に詳しい医師に何とか受診し、診断書作成の段階にまではたどりついたが、最終のトンネル工事に従事した証明をとる段階で壁にぶちあたった。その大手建設会社の現場まで行ったものの相手にはしてくれず、結局あきらめてしまっていた。

大阪では、こうしたトンネル工事に従事してじん肺に被災した労働者の民事損害賠償請求の裁判提訴を準備している。すでに、大規模な集団訴訟として起こされている四国や北海道のトンネルじん肺訴訟と同じく、各地のトンネル工事を渡り歩くことから原告一人につき被告が平均3社程度になるという問題、他の事業所での粉じん作業をどう扱うかという問題、そして時

効関係などいくつかの問題があるが、すでに他の裁判でも出尽くしている問題でもあり、近々の提訴に持っていきたいと考えている。

鉾山やトンネル工事から離れ、大阪に職を求め生活しながら、人知れず挫折を味わっているというような労働者の掘り起こしにつながる運動にしていきたいと考えている。 ■

(関西労働者安全センター)

いま、女があぶない!

東京●女性の働きすぎを考える集会



2月4日、東京で「いま、女があぶない!—富士銀行女性行員過労死事件をきっかけに、女性の働きすぎを考える」集まりが持たれ、会場からあふれる170人が参加した。

富士銀行兜町支店に勤務していた岩田栄さんは、過労から重度の気管支喘息発作を起こし、89年6月に23歳という若さでなくなった。

膨大で、しかもミスは絶対に許されず緊張を強いられる業務。それに比してあまりに少ない正規行員の数。残業も、ほとんど夕食も休憩もとれない

まま9時、10時すぎまで行われていながら、労基法違反の事実を隠蔽するため、「勤務時間管理表」には法律の範囲内でしか記入を許さず、上司がチェックしていたという。栄さんの勤務時間管理表は、最も忙しい月末に定時で帰ったと記入されていたり、いったん記入した退社時刻を書き直させられた跡がある。

昨年7月、栄さんの両親は、

富士銀行を相手として損害賠償を求める裁判を提訴した。すでに3回の弁論が行われ、富士銀行は裁判所からも労働の実態を明らかにするよう指示されている。集会では、黒岩容子弁護士からこの事件の経過が報告され、栄さんの父親、岩田大賢さんが「同じような悲劇を二度と繰り返さないように」という強い思いを訴えた。

「これを受けて女性労働評論家の柴山恵美子さんが『いま女性の働き方を問う』と題して講演。労働現場では8割の人が健康に心配があり、慢性疲労も3分の2強が訴えており、70年代にはなかった神経系の病気、ストレス

が増えている。無月経など母性機能の破壊も進み、妊娠・出産異常は6割を超える、とショッキングなデータを紹介。技術革新は女性の労働を楽にしただろうか、と疑問を投げかけた。

『女性の働きすぎと健康』について、産婦人科医の立場から発言したのは丸本百合子さん。丈夫な子供を生むときだけのものとしてとられやすい言葉—『母性保障』は、『女性の健康保障』という言葉に言い換えるべきだ、と主張。健康保障を言い続けなければ、女性が『働く女』と『産む女』に分解されていくようで怖い、と指摘した。(2月7日付毎日新聞家庭欄) ■

先生も少し興奮ぎみに、しかし極めて本質的な発言をした。

「仕組み、仕組みと言うが万有引力の法則が発見される前から、りんごは落ちていたし、西洋医学でさかんに使われてきたアスピリンだって、その効用の仕組みがわかったのはつい最近じゃないですか。そして個々の患者さんの痛みに、訴えに応えることこそが、医療の根本です。それをともするとおそろかにして、『没個』になってしまったのが西洋医学の反省点です。その反省から、患者さん個人個人の自然治癒力を高めていく東洋医学の意義は、『個の医学』としてますます重要と言えるのです。」

また裁判官は、どのくらいの期間で鍼灸の効果が現れるのか、効かないか効くかはどのくらいの施術してみてもわかるのか等、質問した。丹沢先生は、個人個人で随分違うので非常に答えにくそうだったが、統計上と断った上で、2、30回で効果の現れるのが平均的で、1年以上治療をしている人もたくさんいることを述べた。

裁判後の集会で松橋さん。「今日は世界的に大変な日に、とうとう戦争が始まってしまったこんな日に皆さん集まっていただけで本当にありがとうございます。丹沢先生がおっしゃっていた、『自然と人間が融和してゆく。本当の医療はそういうものだ。』というのを聴いて、拍手したい気持ちでした。」

患者の訴えに応えることが基本

神奈川●七沢リハビリ鍼灸裁判で丹沢証人

さる1月17日、七沢針灸裁判第31回目の口頭弁論が行われた。原告側の証人、丹沢章八医師の主尋問と反対尋問であった。

丹沢先生は現在東海大学教授で、全日本鍼灸学会前会長を務めた、西洋医学にも鍼灸にも造詣の深い方である。したがって主尋問では、先生の鍼灸の研究・臨床経験をまじえながら、鍼灸が何千年という歴史を受け継ぐとともに、さらに1970年代以降は西洋医学によっても、その治療メカニズムが解明されてきたことを説明した。

反対尋問で、国側弁護人は

「鍼灸には『派』があって、『ツボ』の位置にしても定説がない」「患者の自覚症状の軽減はできても客観的に治っていくのかどうか定かではない」「治る仕組みもはっきりしていない」などのことを証人に認めさせようと、いつものようににこにこしながら証人に問いかける。

しかし丹沢先生は冷静かつ的確な証言を続け、国側弁護人はかなり苦しい展開。挙げ句の果てには、「個々の患者の痛みにいちいち対応してはきりがいいではないか」といったようなことまで言う。さすがに丹沢

次回の日程は5月7日、原告側証人で、産業医学の権威である青山英康岡山大学教授が法廷に立つ。そのあといよいよ本人尋問に入る。より一層の傍聴、支

援をセンターとしても取り組んでいきたい。くわしくは直前にお知らせしますのでよろしく。(神奈川労災職業病センター 川本浩之)

664号通達に係る当面の対処方針について大綱、次のように意志統一しました。

- ① 664号通達・事務連絡第29号について、北海道森林労連と北海道労働基準局との協議内容に基づいて、各監督署と全山労支部の間で意志疎通を図る。
- ② 振動病患者を治療している道内約200の主治医に対し、新通達及び北海道森林労連と北海道労働基準局との協議内容について理解と協力を求める。
- ③ 患者は真面目な療養生活に努め、かつ全山労との連絡を密にし、組織的な対応をする。(北海道医療生協札幌緑愛病院 常務理事 栗林賢一)

振動病新通達で学習会

北海道●全道25ブロックで実施

基発第629号通達「振動障害に係る保険給付の適正化について」が一部改正(基発第664号—前号参照)されたことに伴い、北海道森林労連・全山労道本部は、全山労の認定者と家族を対象に振動病学習討論集会を実施しました。

集会は、全道を25ブロックに分け全山労道本部役員がそれぞれ対応しましたが、今後の取り組みに当たってはとりわけ主治医(医療機関)の役割が極めて重要であることから、北海道医療生活協同組合・札幌緑愛病院からも全箇所を担当者を派遣し、医療機関としての対処方針や患者本人の取り組みについて問題提起をしました。

今回の「改正」は629号通達以来、主治医の意見を無視した労働省の一方的な「症状固定・打ち切り」攻撃に対して、全山労・森林労連・労住医連・全国安全センター・社会党等が連携を密にして取り組んだ結果であり、今後もこれらの組織と医療機関ならびに患者本人との連帯した取り組みが重要であることに

いてまず認識を統一しました。また、主治医の意見尊重(面談)や経過観察期間など私たちが主張してきた点での成果はありますが、基本となるべき585号通達の見直しという宿題は残っており、引き続き抜本的解決に向け全力をあげることを確認し、

労災問題 “陸の孤島”

宮崎●安全センター設立めざして

松尾事務局のある日向市は、宮崎県北にある。宮崎市まで車で1時間4、50分。JRの各停もあまり変わらない。本数の少ない特急でも1時間はかかる。宮崎東京間の飛行時間を上回るからだろう、今でも「陸の孤島」と自嘲気味に言われる。

もっとも、個人的には「陸の孤島」大いに結構。住みやすければそれで良い。日本全国あらゆる地方自治体が企業誘致、企業誘致とお題目を唱えている中では、逆が真のこともあろう。だがそんな町で労災職業病問

題にいささかなりとも手を染めていると、「陸の孤島」の弊害は絶望的に深刻だ。山林では労働者に書類上立木を買い取らせて伐採させ、また買い戻す労働契約が横行、これで振動病に罹患しても事業主は存在しない。農家では行政も実態を掴めない出稼ぎ労働。地元企業に勤めれば、誘致政策にうまく便乗して進出してくる中小企業の劣悪な労働環境そして最低賃金ぎりぎりの給与、そして身分不安定なパート契約。組織された労働者はごく一部で、民間であればか

なり労働条件の良い本雇いが主、あとは公務員の組合。

プロイラー工場の肉さばきで肩の痛み、手のしびれに耐えきれず退職しても、自動車部品工場などで頸腕、腰痛を訴え、私病休暇を余儀なくされていても、訴えていくにも組合は無く、あっても問題意識がさらさら無い。まあどうにか頼りになる地区労働でも、組織的に取り組むにはまだまだ。労災職業病の問題を、現実的な課題としなくて良い割

に恵まれた労働者がほとんどなのだから、ピンとこないのもうなずける。過労死問題と言えども、まだ他人ごとみたいな雰囲気だ。

とは言いつつも、できることから何かしなければというも思う。だが思うばかり、まったく進まない。個別の労災問題の相談に応じるので精一杯という状態があいも変わらず続いている。

全国センターや各地地域セン

ターの活動を見聞きするにつけ、労災職業病問題の「陸の孤島」のほうがより深刻だ。県北に限らず県労働界全体そうであるが。

しかし自嘲していても始まらない。できることから一歩ずつ。

振動病認定患者 548人で九州第一位、土呂久、松尾に砒素中毒患者も抱えながら、安全センターを未だ育てられない労災問題後進地の現状報告。

(旧松尾鉾山被害者の会

事務局 岩 切 裕)

春が来る! 広島

広島●事務局活動も軌道に

広島市南区稲荷町のビル五階には、今日も中川事務局員の若々しい声が響いている。

広島駅正面の広い通りをまっすぐ歩いて約10分のところに設けられた広島労働安全衛生センター事務局の活動は、ようやく軌道に乗ってきた。現在のところ、火・木・土の週 3回事務所を開けているが、竹原市から片道1時間10分位かけて通っている専従事務局員中川千代子さんの力によることが大きい。中川さんは、夫を職業ガンで亡くし、労災認定を勝ち取った経験を持ち、その経験に支えられ、被災者からの電話相談を相手の立場になって対応できる貴重な人だ。なにしろ、会計・原稿集め・事務局会議の召集・会計事務等 何で

もこなす現在の広島労働安全衛生センターの要ともいえるべき人物なのだ。この中川さんの女性パワーに負けじと、驚見事務局長他男性事務局員もがんばっている。

週一回の事務局会議で、相談についての取り組みの方針や会報の内容などを決めている。労働災害も産業構造を反映し、相談内容も下請、未組織、一人親方など々難しいテーマを与えられることが多く、その都度、事務局員が頭を抱えて勉強している現在だ。

最後に御礼と報告。広島労働安全衛生センターでは、この春にも判決が予定されている庄原じん肺訴訟の一万人要請署名に取り組んできましたが、全国各



5階が広島センター事務所地のセンターやじん肺患者同盟などの御協力により、目標を大幅に超え約1万8千名の署名を広島地方裁判所民事第二部に提出することができた。

庄原市には、多数の重症じん肺患者が存在している。この山田さんのじん肺死業務外認定取消訴訟は、労災切り捨ての行政を裁くだけでなく、残された多数のじん肺患者を救済する意味も持っている。今後も御支援をお願いしたい。

近くまでおいでのみなさん、都合をつけて是非事務所にお立ち寄りを! (藤田)

【データ】 保険給付に関する審査請求・訴訟状況

1 請求内容(種類)別審査請求状況

(単位：件)

種 別	昭58年度	59	60	61	62	63	
新規請求件数	業務上外	399	409	407	427	361	381
	障 害	623	626	678	597	530	504
	そ の 他	820	469	389	340	322	474
	計	1,842	1,504	1,474	1,364	1,213	1,359
決 定 件 数	1,538	1,364	1,470	1,361	1,323	1,321	
1 件あたり 平均所要日数	158日	163日	165日	168日	167日	176日	

資料出所：労働省労働基準局

2 請求内容(種類)別再審査請求状況

(単位：件)

種 別	昭58年度	59	60	61	62	63	
新規請求件数	業務上外	132	153	133	125	151	144
	障 害	84	78	89	94	82	64
	その他 ¹⁾	92	118	107	152	113	136
	計	308	349	329	371	346	344
裁 決 件 数	293	314	252	319	280	357	

資料出所：労働省労働基準局(労働保険審査会調べ)

注1) 治ゆ認定・再発認定・労働者資格等

2) 1件あたりの平均所要日数は約2年5月である。

3 労働災害に係る損害賠償訴訟一審継続件数

年度	54年度	55	56	57	58	59	60	61	62	63
件数	1,170	1,195	1,197	1,199	1,153	1,123	1,093	1,099	1,152	1,172

資料出所：最高裁事務総局民事局調べ

脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

安全センター情報増刊号1991年2月25日発行/64頁500円

【認定基準】新旧対照表(昭62年10月26日付基発第620号、昭36年2月13日付基発第116号)

【表マニュアル】脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定マニュアル(労働省の調査実施要領)

【裏マニュアル】裏マニュアル、労働省の記者発表、参議院社労委議事録(平成2年5月24日)

【認定事例一覧】認定件数、認定事例要約一覧

【審査会裁決文】家具製造会社工場長心筋拘束死事件労働保険審査会裁決(平成元年2月8日)

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M・Kビル3階 労住医連気付

TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

北海道●北海道医療生活協同組合札幌緑愛病院職業病相談室

004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 TEL(011)883-0121/FAX(011)883-7261

東京●東京東部労災職業病センター

136 江東区亀戸1-33-7 TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766

東京●三多摩労災職業病センター

185 国分寺市南町2-6-7丸山会館2-5 TEL(0423)24-1024/FAX(0423)24-1024

神奈川●社団法人神奈川労災職業病センター

230 横浜市鶴見区豊岡町20-9サッポロ 豊岡505 TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948

新潟●財団法人新潟県安全衛生センター

951 新潟市古町通4番町643古町ツインタワーハイツ2F TEL(025)228-2127/FAX(025)222-3738

京都●労災福祉センター

601 京都市南区西九条島町3 TEL(075)691-9981/FAX(075)672-6467

大阪●関西労働者安全センター

550 大阪市西区新町2-19-20西長堀ビル4階 TEL(06) 538-0148/FAX(06) 541-2712

兵庫●尼崎労働者安全衛生センター

660 尼崎市長洲本通1-16-7阪神医療生協気付 TEL(06) 488-3855/FAX(06) 488-8247

兵庫●関西労災職業病研究会

660 尼崎市長洲本通1-16-7医療生協長洲支部 TEL(06) 488-3855/FAX(06) 488-8247

広島●広島県労働安全衛生センター

732 広島市南区稲荷町5-4前田ビル TEL(082)264-4110

愛媛●愛媛労災職業病対策会議

792 新居浜市新田町1-9-9医療生協気付 TEL(0897)34-0207/FAX(0897)37-1467

高知●財団法人高知県労働安全衛生センター

780 高知市薮野イワ井田1275-1 TEL(0888)45-3953/FAX(0888)45-3928

熊本●熊本県労働安全衛生センター

862 熊本市九品寺1-17-9労働会館内 TEL(096)364-6128/FAX(096)364-7243

大分●社団法人大分県勤労者安全衛生センター

870 大分市寿町1-3労働福祉会館内 TEL(0975)37-7991/FAX(0975)38-1669

宮崎●旧松尾鉱山被害者の会

883 日向市財光寺283-211長江団地1-14 TEL(0982)53-9400/FAX(0982)53-3404

自治体●自治体労働安全衛生研究会

102 千代田区六番町1自治労会館3階 TEL(03)3239-9470/FAX(03)3230-1386

(オブザーバー)

山口●山口県安全センター

754 吉敷郡小郡町明治東小郡労働会館内 TEL(08397)2-3373